

# 米国SIMPの検討過程における、対象魚種 (IUU漁業と水産物偽装のリスクがある魚種) を選定する原則と選定した魚種リスト

--2015年10月30日付連邦官報 (80 FR 45955) の紹介--

WWFジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

# 米国Seafood Import Monitoring Program(SIMP)の 立案・法制化・実施の流れ

年月	できごと	参考
2014年6月17日	オバマ大統領、覚書を公表。NOAAなど関係省庁に「IUU漁業と水産物偽装を撲滅するため、最も必要度の高い分野に重点を置く包括的な枠組みを実施するための勧告」について報告書をまとめるよう指示	大統領覚書： <a href="#">Establishing a Comprehensive Framework to Combat Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing and Seafood Fraud.</a>
2014年12月18日	大統領タスクフォース（複数の省庁で構成された組織）が15の勧告からなる報告書を発表。このうち勧告14・15において、漁獲から米国市場に入るまでを追跡するリスクに基づくトレーサビリティプログラムの導入を提案。パブコメ実施。	タスクフォースによる報告書： <a href="#">Recommendations of the Presidential Task Force on Combating Illegal, Unreported and Unregulated Fishing and Seafood Fraud</a>
2015年3月15日	タスクフォースがIUU漁業と水産物偽装のリスクが高い魚種の特定を求める行動計画の発表（このあと、市民集会、ウェビナー、パブコメを実施）	行動計画： <a href="#">Action Plan for Implementing the Task Force Recommendations</a>
2015年10月30日	NOC委員会（タスクフォースを引き継いで4月に設置）が行動計画に基づいて、リスクがある魚種を定めるための原則と、リスクがある魚種のリストを発表（＝今回翻訳した通知）	NOC委員会通知： <a href="#">List of principles and at-risk species</a>
2016年2月	水産物輸入監視制度の規則案を発表（このあと、市民集会、ウェビナー、パブコメを実施）	SIMP規則案： <a href="#">Proposed rule</a>
2016年12月	水産物輸入監視制度の最終規則を発表（このあと、市民集会、ウェビナーを実施）	SIMP最終規則： <a href="#">Seafood Import Monitoring Program</a>
2018年1月1日	SIMP施行。エビ・アワビを除く対象魚種において義務づけ。	
2018年12月31日	エビとアワビもSIMPの対象に。	

# 「IUU漁業と水産物偽装のリスクがある魚種」 を定めたプロセス

2015年4月30日：連邦官報 ([80 FR 24246](#)。原則を例示し、意見を募る)

書面およびウェビナーを通じて  
パブリックコメント (2015年6月8日まで)

作業部会が原則と魚種の案を作成

2015年8月3日：連邦官報 ([80 FR 45955](#)。原則の案と、魚種の案、受けたコメントと見解を示し、さらに意見を募る)

パブリックコメント (2015年9月11日まで)

作業部会が原則と魚種の案を作成

2015年10月30日：連邦官報 ([80 FR 45955](#)。NOC委員会が原則と、魚種リストを公表。受けたコメントと見解も示す) (※今回翻訳したもの)

2016年2月：NOAAがSIMP規則案の公表 (上記に基づく魚種リストを含む)

# NOC委員会による通知の内容①

## IUU漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種 (at-risk species)を定める原則とその適用

### <原則>

1. 法執行能力 Enforcement Capability：米国及びその他の国の法執行能力の存在及び有効性。
  - 法執行能力が低い場合や欠如している場合、リスクが高いと判断。
2. 漁獲証明制度 Catch Documentation Scheme：当該魚種の全漁業域における漁獲証明制度の存在、並びにもし存在する場合、その有効性。
  - ここで「漁獲証明制度」とは、ICCATなどRFMOによる制度を指す。制度が存在し有効である場合には、リスクが低いと判断。
3. 流通・加工行程管理の複雑さ Complexity of the Chain of Custody and Processing：当該魚種の流通・加工行程管理の透明性への考慮。
  - サプライチェーンが長いほど、洋上転載が多いほど、混合が発生するほど、加工形態が高度であるほど、リスクが高いと判断。
4. 魚種の誤伝達 Species Misrepresentation：別魚種による代用に関する誤伝達として知られる事例。
5. 誤表示またはその他の誤伝達 Mislabeling or Other Misrepresentation：魚種同定に関する誤表示以外の情報誤伝達として知られている事例
  - 例えば、通関における原産国、「天然・養殖」、製品重量に関する誤伝達の事例。事例が多いほどリスクが高いと判断。
6. 違反歴 History of Violations：米国およびその他の国におけるある魚種を対象とした、特にIUU漁業に関する漁業法令違反歴。
7. 人間の健康へのリスク Human Health Risks：誤表示、その他の形態の誤伝達、又は魚種の代用が消費者に健康懸念をもたらした事例

### <原則の適用>

#### ■ 評価対象の魚種の特定

魚種数が多いため、評価対象魚種のリストを作成

1. 国内陸揚げ・輸入の額（2014年の輸入額又は国内陸揚げ額が1億米ドルを超えるもの）
2. 単価の高いもの（作業部会が特定）
3. 作業部会メンバー機関の代表者の専門性に基づいて提案された魚種

基礎データの限界などにより、個別の魚種ではなく、魚種グループで評価・特定する場合も（エビ、グループなど）。

さらにパブコメに基づいて追加。

#### ■ 評価方法

- いずれの魚種も共通のデータソースにより、過去5年間のデータにより評価
- 各原則の重みづけはしない。
- 政府機関の専門家からなる複数の小委員会を設置し、各魚種について分析。
- 評価に用いたデータの詳細は非公開

# NOC委員会による通知の内容②

## 「リスクがある魚種」とその判断理由

魚種	法執行能力	漁獲証明制度	流通・加工行程管理の複雑さ	魚種の誤伝達	誤表示またはその他の誤伝達	違反歴	人間の健康へのリスク	備考
アワビ	X			X	X			
タイセイヨウダラ		X		X	X	X		
ブルークラブ			X	X	X			
シイラ	X	X	X	X				
ハタ		X	X	X		X	X	
タラバガニ	X	X	X	X	X	X		
マダラ		X	X	X	X	X		
レッドスナッパー	X	X		X		X	X	
ナマコ	X	X	X		X	X		
サメ類	X		X		X	X		
エビ			X	X	X	X		
メカジキ	X	X	X	X		X		
マグロ類 (tunas)		X	X	X		X	X	この2015年10月の段階ではクロマグロは対象外だったが、翌年2月のSIMP規則案において、他のマグロ魚種より好ましくないと見なされる可能性を考慮し、対象とされた。

※この表は、通知の文章をもとに作成したものです。

# 検討過程の特徴

- パブリックコメントの実施とその反映
  - 2015年4月から約半年の間に、2回のパブリックコメントを実施し、原則や魚種選定について、意見を募集し、10月に結論を出している。
- 漁業法令への違反歴だけでなく、外国と自国の法執行能力、CoCの複雑さ、偽装の履歴、偽装による食品安全のリスクといった事項も原則に含まれている
  - 日本では、漁業法令への違反歴を考慮される傾向。
  - 米国SIMPは、IUU漁業の排除だけでなく、水産物偽装の排除も目的としている。
    - IUU漁業だけではなく水産物偽装も、正当な漁業の脅威となるから。またおそらく、陸揚げから輸入までのトレーサビリティを強化することが両方の問題解決に役立つから、という面もあるだろう。
- 評価にあたり、複数の省庁が参加した委員会を設定し、それら省庁とRFMOが保有する、違反歴等のデータを利用
  - 日本で言えば、官邸の指示により、水産庁だけでなく厚生労働省食品安全部、税関（財務省関税局）などが参加する委員会を設け、それぞれが保有するデータを利用。
  - 日本が外国漁船のIUU漁業のリスクを評価するうえでは、RFMOに加え、米国・EUなど、諸外国の協力を求めるべきかもしれない。

## 別紙 2

米国 NOAA

「IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある  
魚種を定める原則と、リスクがある魚種の  
リスト」(2015年10月30日)の和訳

WWF ジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

## 担当省庁:

国立海洋漁業局 (NMFS)、商務省国立海洋大気庁 (NOAA)

## 措置:

決定の通知

## 概要:

国家海洋会議の IUU 漁業及び水産物偽装に関する委員会 (NOC 委員会) は、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種 (at-risk species) を特定するための原則、並びにその原則に基づいて作成された「リスクがある魚種のリスト」を最終決定した。

## 日付:

原則及びリスクがある魚種のリストは 2015 年 10 月 30 日に最終決定された。

## 詳細情報に関する連絡先:

国立海洋漁業局・持続可能漁業局 ダニエル・リユー (電話: 301-427-8516、電子メール: [Danielle.Rioux@noaa.gov](mailto:Danielle.Rioux@noaa.gov))

## 補足情報:

NOAA の統計によると、2013 年、米国の漁業者は重量 99 億ポンド、価値にして 55 億ドルの魚介類を陸揚げした。違法・無規制・無報告 (IUU) 漁業及び水産物偽装は、米国及び世界の水産物資源の持続可能性を損ない、生態系の全般的健全性に悪影響を及ぼしている。同時に、IUU 漁業及び偽装水産物は、合法市場を歪め、法を遵守する漁業者の製品及び水産業と世界規模で不当に競合している。2015 年 3 月 15 日、商務省と国務省が共同で議長を務めた「IUU 漁業及び水産物偽装撲滅に関する大統領タスクフォース (タスクフォース)」は、歴史的一步を踏み出し、「タスクフォース勧告を実施する行動計画 (行動計画)」を発表した。

## 行動計画

この行動計画([http://www.nmfs.noaa.gov/ia/iuu/noaa\\_taskforce\\_report\\_final.pdf](http://www.nmfs.noaa.gov/ia/iuu/noaa_taskforce_report_final.pdf))は、2014年12月にタスクフォースが大統領に行った、「IUU 漁業及び水産物偽装撲滅のための包括的枠組みに関する勧告」を実施するために連邦省庁が講じる積極的措置をはっきり示したものだ。行動計画は、法執行を強化し、州・地方政府、業界、非政府組織とのパートナーシップを形成及び拡大し、水産物を収穫<sup>1</sup>から米国内における取引に至るまで追跡するリスクに基づくトレーサビリティプログラム（既存のトレーサビリティ機構を含む）を策定するための行動を明記している。行動計画を通じて期待される行動は、IUU 漁業及び偽装表示水産物について旗国、寄港国、市場国の各レベルで取り組むことを意図している。タスクフォースが着手した作業は、2015年4月に設置されたNOC委員会の監督の下続けられる。

本最終通知は、タスクフォース勧告第14号及び第15号を実施するためのいくつかあるステップの1つであり、「現在重大な水産物偽装の対象になっている、又はIUU 漁業により漁獲される重大なリスクがあるため現在特に懸念される魚種又は水産物」を特定している。これらの勧告の実施に着手するに当たり、NOC委員会が中心となって作業部会を設置した（作業部会）。この作業部会は国務省、食品医薬品局、国土安全保障省、税関・国境取締局、米国通商代表部などの連携省庁から構成される。

最初のステップとして、NOC委員会は作業部会を通じ、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種を特定するためにどの原則を適用するかに関して**連邦官報** ([80 FR 24246](#)、2015年4月30日) 上でパブリックコメントを募った。パブリックコメントは書面及びウェビナーを通じて受領された。作業部会はこのコメントを考慮して原則草案を作成し、またこの原則を基にリスクがある魚種のリストの草案を作成した。この原則及びリストの草案は**連邦官報** ([80 FR 45955](#)、2015年8月3日) に掲載され、追加のパブリックコメントが募られた。このパブリックコメント期間は**連邦官報** ([80 FR 50270](#)、2015年8月19日) を通じて2015年9月11日まで延長された。作業部会はパブリックコメント期間に寄せられた意見を検討し、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種を特定するための最終原則、並びにリスクがある魚種の最終勧告リストを作成した。

この発行を通じて、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種のリストが、一般市民に通知されると共に、行動計画での規定通り、タスクフォースの適正行動勧告を実施する任を負う機関にも伝達された。本リストは法的要件を課すものではないが、行動計画に記述され

---

<sup>1</sup> 訳注：原文は harvest。SIMP 最終規則において harvest は、養殖水産物の収穫だけでなく、天然漁獲漁業における漁獲漁船から漁港での陸揚げ（転載する場合には、漁獲漁船から運送船への転載）を意味する用語である。

ているように、リスクに基づく水産物トレーサビリティプログラムの開始にあたり情報を提供する。このトレーサビリティプログラム自体はマグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法に従い、公示とパブリックコメントからなる規則制定プロセスを通じて策定され、このプロセスはデータ要件、プログラム設計、及びプログラムの第一段階で適用される魚種を扱う。トレーサビリティプログラムの実施及び執行には米国の他の省庁の関与も必要になるかもしれない。

## IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種を特定するための

### 原則

原則を策定するに当たり、作業部会は 2 度のパブリックコメント期間中に寄せられたコメントを検討した。作業部会は、IUU 漁業・水産物偽装の潜在的リスクの指標としての様々な原則の強みや有用性、並びに原則の評価に用いられるデータの測定可能性及び堅牢性 (robustness) を評価した。作業部会は、ある魚種が複数の原則に結びつけられることで関連リスクが誇張されることのないよう、また IUU 漁業リスクと水産物偽装リスクが区別されるよう、原則間の重複を最小限にした。そして作業部会はこの原則を魚種基本リストに適用して IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種のリストを作成した。

両パブリックコメント期間中に寄せられたコメントを作業部会が評価・統合し、以下の最終原則を策定した。魚種及び魚種グループの評価はこの原則を用いて行われた。

- **法執行能力:** 米国及びその他の国の法執行能力の存在及び有効性。漁業管理法を執行する既存の法的機関及びこの法令を当該魚種の全漁業域で執行する能力 (リソース、インフラ等) を含む。
- **漁獲証明制度 (Catch Documentation Scheme):** 当該魚種の全漁業域における漁獲証明制度の存在、並びにもしそれが存在する場合、その有効性。例えば、適切な文書化 (documentation) がされないことで漁獲可能量と当該魚種の取引量に相違が生じているか、など。
- **流通・加工行程管理の複雑さ:** 当該魚種の流通・加工行程管理の透明性への考慮。例えば、当該魚種の転載 (この文脈では、洋上または港での漁船間の移動を指す) の程度、また魚種や漁獲物の混合に関係するサプライチェーンの複雑さ及び加工の程度 (例えば、複数の国境を越える魚介、加工のために一般的に輸出される魚介、販売される魚介がフィレブロックか魚体のままか)。
- **魚種の誤伝達:** 別魚種による代用に関係する誤伝達として知られる事例。特に水産製

品への誤表示などの誤伝達。

- **誤表示またはその他の誤伝達**：魚種同定に関係する誤表示以外の情報誤伝達として知られている事例（例えば、原産国や「天然漁獲か養殖か」や製品重量に関する通関における誤分類または誤伝達）
- **違反歴**：米国およびその他の国におけるある魚種を対象とした、特に IUU 漁業に関する漁業法令違反歴。
- **人間の健康へのリスク**：誤表示、その他の形態の誤伝達、又は魚種の代用が消費者に健康懸念をもたらした事例。例えば、製品表示が不正に為されたことで異なる生産・収穫・取り扱い基準が適用され人間の健康懸念が生じたケースや、高レベルの有害病原菌やその他の毒素が代用魚種から直接導入されたケース等。

## 原則の適用

国内陸揚げ又は輸入される水産物の魚種数が多いことから、作業部会は評価対象となる魚種基本リストを以下の要素を考慮して作成した：(1) 国内陸揚げ・輸入の額（2014 年の輸入額又は国内陸揚げ額が 1 億米ドルを超える全魚種が基本リストに入れられた）、(2) 1 ポンド当たりの製品コストが高いことにより作業部会により特定された魚種（製品コストが高いと IUU 漁業及び偽装に対するインセンティブが高まる）、(3) 作業部会メンバー機関の代表者の専門性に基いて提案された魚種。作業部会が複数の関連種をひとまとめにしたケースもあった（例えば、エビ）。これは、基礎データの分類法によりそれ以上個別に分析していくことができなかつたためである。また、作業部会が商業上・市場上の重要性に基いてより大きな魚種グループ単位で特定できたケースもあった（例えばレッドスナッパー）。

作業部会は、「過去 5 年間」が意志決定を行うに当たって適切なデータ対象期間であると判断した。なぜなら、これより長い期間だと一部の漁場で達成された改善が反映されないかもしれず、これより短い期間だと特定魚種のリスクを特定するためのデータが十分に得られない可能性があるからだ。

上述の原則を適用して分析した魚種・魚種グループのリストを以下に示す。このリストはトレーサビリティプログラムの第一段階が適用されるリスク魚種のリストではないことに留意して欲しい。

アワビ、カジキ類 (Billfish)（マカジキ (Marlins)、フウライカジキ、バショウカジキ）、ナマズ (アメリカナマズ科)、タイセイヨウダラ、マダラ、ブルークラブ、アメリカイチョウガニ、タラバガニ、ズワイガニ、シイラ (マヒマヒ)、カキ、ハタ、タイセイヨウモンツ

キダラ、タイヘイヨウオヒョウ、レーク又はイエローパーチ、ロブスター、サバ、メンヘーデン、アカマンボウ、オレンジラフィー、レッドドラム、レッドスナッパー、ギンダラ、アトランティックサーモン、キングサーモン、シロサケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、ホタテガイ、シーバス、ナマコ、エビ、サメ、シタビラメ、イカ、チョウザメのキャビア、メカジキ、ティラピア、マゼランアイナメ、マグロ類（ビンナガ、メバチ、クロマグロ、カツオ、キハダ）、カマスサワラ、スケトウダラ、シロガネダラ。

リスクがある魚種の候補リストについて寄せられたパブリックコメントに基づき、上記の原則に従って以下の 8 つの魚種・魚種グループについても追加で分析を行った：カタクチイワシ、ウナギ、ヒラメ・カレイ類 (Southern flounder / Summer flounder)、タコ、ピンクガイ、ウィークフィッシュ、ガンギエイ、アカエイ。

輸入魚種、国内陸揚げ魚種の両方について、以下に記述する通り、同じ原則、データソース、手法を用いて評価を行った。原則別の重みづけは行わず、等しく扱った。加えて、作業部会は原則間の相互作用も重要と考えた。例えば、法執行能力と違反歴の相互作用は魚種を評価するに当たって重要だった。ある 1 つの原則（例えば、漁獲証明制度）の有無はリスク評価を行うに当たって決定的な要素ではなかった。

以下の連邦機関が魚種リストの分析に貢献した： 国務省海洋国際環境科学局海洋保全室、国務省経済成長エネルギー環境担当次官、商務省 NOAA 海洋漁業局国際問題水産物監査室、商務省 NOAA 海洋漁業局持続可能漁業室、商務省 NOAA 海洋漁業局科学技術室、商務省 NOAA 海洋漁業局法執行室、商務省 NOAA 執行局法制室、商務省 NOAA 漁業保護資源局法制室、国土安全保障省税関国境保護局、食品医薬品局食品安全局水産物室、食品医薬品局分析支援研究室、食品医薬品局法令遵守室、通商代表部環境天然資源室、通商代表部法制室。これらの機関から得たデータや専門的意見を含むリソースを基に原則の分析及び適用が進められた。さらに、米国政府により検証可能なソースから得た情報も使用され、これには米国が加盟する地域漁業管理機関 (RFMO) が収集したデータが含まれる。米国政府はそれらの RFMO の科学データの整備及び検証に積極的に関与している。

各原則に照らして各魚種への分析を完成させる目的で、上に掲載した機関の各専門家から構成される複数の小作業部会が設置された。そして、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクが特に高い魚種を決定するため、作業部会がそれらの小作業部会の分析結果をまとめた。作業部会によると、魚種に及ぶ一連のリスクはリスクの種類だけでなく、リスクの規模によっても変動する。例えば、大量に販売されているある魚種の代用の事例は、米国市場で希少な魚種の代用事例とは別物とみなされた。

さらに、作業部会が原則と照らして一連のリスクを議論する中で、ある魚種に関連する法執行能力と違反歴の関係が明らかになった。多くの場合、違反歴は当該種に対する法執行能力が強力であることを示唆している。逆に言えば、魚種によって、違反歴がないことは、違反

を検知又は訴追する能力が欠如していたためかもしれない。

2 度目のパブリックコメント期間の後、作業部会が再招集され、パブリックコメントを基に分析に追加された 8 つの魚種及び魚種グループ、並びに既に議論されていた魚種に適用される、米国政府により検証可能な過去 5 年間分の新関連情報について議論が行われた。これらの議論に基づき、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクが現在高いと考えられる魚種のリストが草案から修正された。

## IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種

作業部会は、漁業及びサプライチェーンには固有の複雑性があるため、あらゆる魚種は何らかの IUU 漁業又は水産物偽装のリスクにさらされる可能性があると認識している。この魚種リストは、IUU 漁業又は水産物偽装の現在のリスクに基づいてトレーサビリティプログラムの第一段階において優先しても問題ないとされる魚種を特定するために作成されたものである。行動計画に従って、トレーサビリティプログラムの第一段階で実践されることは定期的に評価され（手始めは 2016 年 12 月までに発行される報告書）、「それが意図される目的を満たしているか、また水産物偽装を予防し、IUU 漁業と闘うためのより多くの情報を得るためにどう拡大できるか」が議論される。

この評価に基づき、作業部会は以下の通り、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種及び魚種グループのリストをアルファベット順で作成した。（この最終通知の付録 A に魚種／魚種グループの学名を掲載する。）作業部会の知見の簡単な要約をここに示す。作業部会が検討したデータの詳細や審議内容はデータ機密性や法執行事由により開示されない。

**アワビ:** アワビは法執行上の懸念があるためリスクがあるとみなされる。アワビ漁では長く密漁が行われてきており、高価な水産物であるアワビには闇市場が存在する。アワビ漁は主に海岸近くで小型漁船により行われ、特殊漁具を必要としないため、ある程度の法執行能力をもってしても違法収獲を検知することは難しい。アワビでは IUU 漁業のリスクに加えて、ニシキウズガイなどをアワビに偽装する代用も行われている。

**タイセイヨウダラ:** タイセイヨウダラは、他の白身魚による代用や、オーバークレージング（アイスコーディング）や重量偽装による誤表示の対象になってきた。法執行能力が存在するにもかかわらず、タイセイヨウダラはその漁獲水域の一部において IUU 漁業の対象になっている。米国を含む一部地域に厳格な報告要件が存在するにもかかわらず、その全獲水域を対象とする効果的な漁獲証明制度が存在しないことが IUU 漁業リスクを高める要因になっている。

**ブルークラブ:** タイセイヨウブルークラブは生体や高度に加工されたカニ肉としてなど、

様々な形態で販売されている。カニ肉製品になってしまうと、魚種を特定する方法は DNA 鑑定に限られてしまう。この魚種の代用と誤表示は長く大きな問題になっている。ブルークラブでは、東南アジア原産のワタリガニとの代用または混合が行われている。誤表示の多くは産地の偽装だが（他の場所で漁獲されたカニが「メリーランドクラブ」として販売される）、カニ肉の重量偽装事件もあった。

シイラ：シイラ（別名マヒマヒ）に関しては法執行能力及びその漁業の全地理的範囲を通じた漁獲証明制度が欠如しており、IUU 漁業の対象になりやすい。一部のシイラは米国に流入する前に転載されるため、産地誤表示の懸念が指摘されている。また、イエローテールフ라운ダーがシイラとして販売される代用も行われている。

ハタ：ハタはハタ科に属する魚の総称であり、主にハタやスポテッドグルーパーといった名称で漁獲、販売されている。ハタ類では漁業違反が長く行われており、その全漁業域において漁獲証明制度が整備されていない。加えて、世界中に分布するこの魚種は転載が行われ、国内の地方でも、地域・第三国にある加工工場でも加工される。ハタでは代用事例が多く確認されており、これにはバラムツ（ゲンピロトキシンを含む危険がある）など、人間の健康に懸念をもたらす水産物による代用が含まれる。

タラバガニ：タラバガニでは漁業違反が多く報告されており、一部の地域では法執行能力も不足している。米国を含め一部地域の報告要件が厳格であるにも関わらず、その全漁業域における効果的な漁獲証明制度の欠如が IUU 漁業リスクを高める要因になっている。タラバガニは特に産地偽装や代用による水産物偽装のリスクが高い。さらに、タラバガニは米国に入る前に転載されることが多いため、IUU 漁業や水産物偽装のリスクが高い。

マダラ：マダラは関連する法執行能力が高いにも関わらず IUU 漁業リスクが高い魚種である。世界中で IUU 漁業者のターゲットになっており、漁業違反が多く報告されている。また加工と転載が世界規模で行われている魚種でもある。米国を含む一部水域において報告要件が厳しいにも関わらず、その全漁獲水域を通じた有効な漁獲証明制度が欠如していることが IUU 漁業リスクを高める要因になっている。加えて、タイセイヨウダラと同様、他の白身魚による代用の事例やオーバーグレーディング（アイスコーティング）や重量偽装による誤表示に関する懸念がある。

レッドスナッパー：レッドスナッパーは、米国を含む一部地域の報告要件が厳しいにも関わらず、漁業違反歴があり、その全漁獲水域を通じた漁獲証明制度が欠如しているため、IUU 漁業リスクが高い魚種である。また全漁獲水域を通じて法執行能力に関する懸念が存在する。加えて、代用が多く摘発されており、一部の代用魚種（メバル、クルマダイ、その他のスナッパー（フエダイ）等）は寄生虫や天然毒素を介して人間の健康にリスクをもたらす。

ナマコ：ナマコは、法執行能力の欠如や関連する違法漁獲や密輸の存在を理由に IUU 漁業

リスクが高いと考えられている。また、この魚種はその全漁獲水域を通じて漁獲証明制度が欠如しており、転載も大量に行われている。ナマコは生体で販売されることが多いが、保存のため乾燥製品に加工されることもある。誤表示の懸念もあり、特に違法収獲品を隠すための発送・輸出書類の偽造と関連していることが多い。

サメ類: リスク魚種リストに掲載されている「サメ類」はヒレとして売られることが多い魚種グループを指し、このうち一部の魚種はステーキやフィレとしても売られている。製品形態によっては、識別ガイドや DNA 鑑定なしに魚種を特定することが難しくなる。そのため、作業部会は全サメ魚種をグループにまとめてリスクを評価することにした。魚種グループとしてのサメ類は加工、転載が行われるため漁業違反が多く報告されており、その全漁獲水域において法執行能力が欠如している。フカヒレは世界中で取引されており、これが法執行上の懸念になっている。サメ類関連の IUU 漁業リスクに加えて、フカヒレ模造品がフカヒレとして販売される偽装問題もある。

エビ: エビには養殖ものと天然ものがある。その漁業違反歴から、作業部会はエビを IUU 漁業のリスクが高いと判断している。エビは加工、混合されることが多いため、水産物偽装の対象にもなる。エビの誤表示や誤伝達が大規模に行われており、その多くが重量偽装である。これには、トリポリリン酸ソーダ処理による水分保持力の増強が含まれる（トリポリリン酸ソーダの使用自体は問題でなく、それを表示しないことが問題）。養殖エビが天然エビと表示されたり、産地が偽装されたりする誤表示も問題である。加えて、輸入エビが米国に入る際のエビ魚種間の代用も多く報告されている。

メカジキ: メカジキは IUU 漁業と水産物偽装のリスクが共に高い魚種である。メカジキは回遊性が高く、その分布域には公海を含め多数の管轄権が含まれる。一部のメカジキ漁業及び地域では昔から漁業違反が発生しており、法執行能力の欠如の問題もある。ただし米国は、IUU 漁業と水産物偽装のリスク軽減の一環として、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) に従ってメカジキの統計証明プログラムを実施している。この証明書は、製品形態や漁獲された海域に関係なく、米国に入る全てのメカジキ製品に義務づけられている。ただし、このプログラムにはトレーサビリティプログラムなら含められるだろう幅広い情報は含まれていない（特に同プログラムの対象でない、大西洋外で漁獲された魚種に関する情報）。メカジキは転載が一般的に行われ、アオザメによる代用リスクが高い魚種でもある。

マグロ類 (*tunas*): マグロ類は水揚げ量、価値の高い魚種グループであり、以下の主要 5 魚種として、ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、クロマグロがある。一部のマグロ漁業及び地域で漁業違反が多く報告されている。さらに、マグロ、特にその付加価値製品の漁獲、転載、貿易の形態は複雑になりやすい。このマグロ魚種グループの色々な系群に関して多国間管理・報告措置が存在する一方、これらの管理・報告機構は情報の基準及び要件によって異なり、一部には完全な漁獲証明制度が提供されていない。また マグロ

は魚種の混合や転載を含む、複雑な加工の対象となっている。さらに、代用も多く行われており、そのほとんどがマグロ種間の代用である。加えて、毒素を含む場合があるバラムツがビンナガの代用に用いられるケースも報告されている。

作業部会はリスク魚種リストに掲載されているマグロ類の範囲を狭める方法に関してパブリックコメントを募った。寄せられたパブリックコメントで特に注意を引いたのは、リスクレベルは魚種によって大きく異なることである。さらに作業部会は、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクレベルのばらつきを魚種別に検討した。作業部会は、クロマグロは IUU 漁業と水産物偽装のリスクが他のマグロ魚種より低く、リスク魚種リストには含めるべきでないと判断した。この決定は、「原則のうち 2 つについて分析した結果、IUU・水産物偽装のリスクは他のマグロ魚種より低いことがわかった」という我々の結論を反映したものだ。1 つ目として、米国市場に入るタイセイヨウクロマグロ、ミナミクロマグロに関しては、しっかりした漁獲証明制度が整備されており、これは地域漁業管理機関を通じて実施されている。クロマグロは長く IUU 漁業の対象になってきたことから世界規模で 3 魚種中 2 魚種について漁獲証明制度が整備されている。この 2 魚種は米国で取引されるクロマグロの大部分を占める。タイセイヨウクロマグロの漁獲証明制度は現在整備中である。クロマグロの既存の漁獲証明制度は IUU 漁業のリスクを完全に排除するものではないが、リスクを低いレベルに軽減する。2 つ目として、クロマグロは他のマグロ魚種ほどは代用の対象にはなっておらず、その理由には、クロマグロの色や質感が他魚種と異なることやクロマグロのバイヤーの識別能力が高いことが含まれる。作業部会はクロマグロ 3 魚種間のリスクレベルにさらなる変動がある可能性を認識しているが、クロマグロ 3 魚種間の新たな代用案を作る動機を生まないように、この 3 魚種を除外することを決めた。

## 別紙3

# 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

この訳文は、2021年4月に米国海洋大気庁海洋漁業局(NOAA Fisheries)が公表した以下の報告書をダウンロードし、和訳したものです。

Report on the Implementation of the U.S. Seafood Import Monitoring Program

<https://media.fisheries.noaa.gov/2021-05/SIMP%20Implementation%20Report%202021.pdf>



2021年6月

翻訳

WWFジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

# 米国水産物輸入監視制度の 実施に関する報告書

## はじめに

違法・無規制・無報告（IUU）漁業の防止、抑制、及び排除は、法を遵守する漁業者及び世界の水産業界に公平な競争の場を提供し、漁業の持続的管理を支援するうえで極めて重要な取り組みです。米国政府は、IUU漁業活動を撲滅するために複数のツールを採用しています。その1つが水産物輸入監視制度（SIMP）です。SIMPの焦点は、IUU魚介・魚介製品及び誤伝達水産物が米国市場に入るのを阻止すること、そして輸入水産物に関する既存のNOAA海洋漁業局所管のトレーサビリティ制度を補完しつつそのような製品の特定を支援することです。SIMPは、特定の水産物製品の輸入者の許可・報告・記録保持の要件を定めています。米国はこれらの水産物の85%以上を輸入しているため、SIMPの実施を通じて、消費者は小売市場やレストランで購入する輸入水産物が合法に収獲されたものであり、かつ正しく表示されていると信頼を深めることができます。

## 背景と歴史

### SIMPの概要と開発

2016年12月に導入されたSIMPは、IUU魚介・魚介製品及び誤伝達水産物が米国市場に入るのを防ぎ、またこのような製品の特定を支援することを目的として、特定の水産物製品の輸入者に許可・報告・記録保持の義務を設けています。SIMPは「2014年IUU漁業及び水産物偽装撲滅に関する大統領タスクフォース」の産物です。商務省と国務省が共同で議長を務め、その他12の連邦省庁が参加したこのタスクフォースは、IUU漁業及び水産物偽装を撲滅するうえで効果的な水産物トレーサビリティ制度を構築する必要性を確認しました。

NOAA及びその米国政府連携省庁は、国際、国内レベルの両方で連携して、水産物トレーサビリティに関する計画案を策定しました。透明性の高い規則制定プロセスを通じて、NOAAは特にIUU漁業や水産物偽装の対象となりやすい魚種を特定するため情報を収集しました。

省庁間チームは、各省庁の専門知識に基づき、そしてパブリック・エンゲージメント及び情報収集活動を通じて、特に影響を受けやすい魚種を決定するために用いる原則を確認しました。最終原則には、執行能力、魚種の誤伝達または誤表示、漁獲証明制度、漁業違反の報告歴、流通・加工行程管理（chain of custody）および処理の複雑さ、人間の健康懸念が含まれました。最終規則は、SIMPに加えられる予定の、特にIUU漁業や水産物偽装の対象となりやすい13魚種を特定しました。

## 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

SIMPは2018年1月1日に、13優先魚種のうち11魚種を対象に発効しました。NOAA海洋漁業局は当初、養殖製品に関する同等の国内プログラムを策定する時間を見越して、エビとアワビに関する要件の実施を延期しました。しかし、NOAA海洋漁業局は2018年4月、議会の指示によりエビとアワビに関する延期措置を解除し、2018年12月31日以降、これらはSIMPに含まれています。

### 魚種

- |               |           |                               |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| ・アワビ          | ・タラバガニ    | ・エビ                           |
| ・タイセイヨウダラ     | ・マダラ      | ・メカジキ                         |
| ・タイセイヨウブルークラブ | ・レッドスナッパー | ・マグロ類（ビンナガ、メバチ、カツオ、キハダ、クロマグロ） |
| ・シイラ（マヒマヒ）    | ・ナマコ      |                               |
| ・ハタ           | ・サメ       |                               |

### SIMPの目的と制約

SIMPは、米国に入る輸入IUU魚介・水産物製品を減らすことを目的として策定・設計された初めてのNOAA海洋漁業局貿易監視制度です。NOAA海洋漁業局は、IUU漁業により収獲された製品及び誤表示された魚介製品が米国市場に入るのを阻止するよう設計された介入ツールとしてSIMPを構築しました。SIMPはスクリーニング・ツール、抑止手段の両方として機能します。

SIMPは、米国の輸入者に対象魚種の全輸入品について、収獲から輸入までのサプライチェーンの各段階を記録する流通・加工行程管理情報を保持することを義務づけることで、輸入者がそれぞれのサプライチェーンへのコントロールを強化するよう促します。輸入者は、NOAA海洋漁業局の国際水産貿易に関する許可（IFTP）を取得することが義務づけられています。通関時、登録輸入者は、直接又は輸入仲介者／申告者を通じて、最初の収獲及び当該魚介の最初の陸揚げに関する重要情報を報告する必要があります。この情報には、船舶名、船舶国（旗国）、収獲場所、収獲方法（漁具種）、最初の陸揚げ地、当該魚介を受領する責任主体、そしてその他の重要情報が含まれます。この情報を裏付ける証拠書類や流通・加工行程管理に関する追加書類は、検査や監査があった場合に提示できるよう、輸入者の事業場所に輸入時から2年間保管されなければなりません。許可・記録保持・報告要件は、IUU魚介・魚介製品が米国市場に入ることの抑止、そして違法輸入物を特定する仕組みとして機能します。

通関申告で提出される情報によってIUU魚介・魚介製品又は誤伝達水産物を含む貨物が米国に入るのを阻止できるケースもあるでしょうが、SIMPはこのような貨物すべてを阻止するようには設計されていません。そのような仕事はSIMPだけでなく、IUU漁業や水産物偽装と戦うあらゆる個々のツールの能力や機能を超えています。そもそも輸入量が莫大であるため実行不可能であり、貿易に及ぶ混乱も甚大かつ持続不可能でしょう。SIMPは、合法的な業界・貿易に負担をもたらすIUU漁業の撲滅と、合法的な貿易の流れに及ぶ影響を最小限に抑えることとのバランスを取るよう設計されています。従って、SIMPでは各貨物の全数検査は行われませんが、無作為及び標的を絞った監査及び検査による違法貨物の特定を支援する目的でのデータ報告・記録保持要件が課されます。

NOAA海洋漁業局は以下の3つの主な制約に基づいてSIMPを構築しました。

1. 国際貿易コミュニティが米国国土安全保障省・税関国境警備局（CBP）及びその他の参加政府機関と情報交換するために輸入・輸出データを提出する主要システム（シングルウィンドウ）である自動貿易流通システム（ACE）ポータルの使用



「SIMPの焦点は、IUU魚介・魚介製品および誤伝達水産物が米国市場に入るのを阻止すること、並びに輸入水産物に関する既存のNOAA海洋漁業局トレーサビリティ制度を補完しつつそのような製品の特定を支援することだ」

2. 合法的な貿易は止めるべきでない。SIMPの規則は、米国に輸入される違法・誤表示水産物を特定するために必要な情報を提供しつつ業界にとっての遵守負担を最小化する効果的プログラムを策定するための広範な努力を反映しています。
3. 外国の法規制又は条約に違反して、或いは米国が参加している国際協定・組織により採択された拘束力のある保全対策に違反して、収穫、所有、輸送、又は販売された魚介の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、又は購入を禁じる、マグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法（MSA）の規定の使用。

これらの制約があるため、SIMPは、NOAAがいずれの水産貨物に関しても合法性を証明する仕組みとして機能するようには設計されていません。SIMPは表示制度でもなければ、消費者向け制度でもありません。MSA当局及び国際貿易データシステムの厳格な情報セキュリティ要件に沿って、本プログラムを通じて収集された情報は機密扱いされます。SIMPは米国への入国時点以降の水産製品は追跡できません。

現在の実施形態では、SIMPはIUU魚介・魚介製品が米国市場に入るのを防いだり、止めたりしません。しかし、後述するように、SIMPの包括的実施、並びに予測分析などの新ツールの開発を通じて、標的を絞った執行・監査及び検査用に疑わしい貨物を特定する能力を継続的に改善させる潜在力がSIMPにはあります。これにより、貨物スクリーニングと違法製品の米国に向けた今後の発送の抑止の両方の意味でのSIMPの有用性が高まっていくでしょう。

## タイムライン



## 財源

計上資金を通じて割り当てられたプログラム財源（年度別）

年度	割当資金	主な達成事項
2017	100万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際貿易データシステムの新たな貿易監視制度を、CBP及びNOAA海洋漁業局海洋技術室と共に開発。NOAA海洋漁業局のデータシステム内で貿易フローに関するデータを受領及びアクセスし、貿易フロー監視を実施するための情報技術インフラの開発及びプログラミング</li> <li>自動貿易流通システム（ACE）のプログラミング及び試験</li> <li>米国の主要港における輸入者・仲介者を対象とした円卓会議を計5回、4大陸10ヶ国への訪問を含む、広範な国内・国際アウトリーチ</li> <li>貿易に専門的支援を提供するため「SIMPサポート」用メール・電話ラインを開設</li> <li>フランス語、日本語、スペイン語の通訳付きを含むウェビナーを様々な政府、業界向けに30回以上開催</li> <li>英語以外の8カ国語でリソースを提供するためSIMP資料を翻訳</li> <li>エビとアワビを追加するためCBPとの連携を開始</li> </ul>
2018	220万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMPがまず11魚種を対象として発効</li> <li>SIMP報告要件と同等の、エビとアワビの国内報告プログラムを実施するための規制の策定、議会の指示による、エビとアワビをSIMPに追加するための要件を有効にする規定の策定</li> </ul>

年度	割当資金	主な達成事項
2018	220万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の専門知識を用いて通関申告を監査するための手順を作成し、担当者を任命</li> <li>5ヶ国への訪問や貿易コミュニティ向けの約20回のプレゼンテーションを含む、エビとアワビの輸出者、国内生産者向けの広範なアウトリーチ</li> </ul>
2019	360万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMPが13魚種を対象として発効</li> <li>専門のSIMP監査チームを設置</li> <li>ペルー訪問や複数会議への参加を含め、要請に応じて各国や貿易コミュニティにアウトリーチを提供</li> <li>「SIMPサポート」メール・電話ラインを通じて貿易コミュニティに継続的支援を提供（700件以上の問い合わせに対応）</li> </ul>
2020	360万ドル <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NOAA海洋漁業局の他の貿易支援プログラムと連携して、ユーザーが提供する情報に基づいて特定の製品がどのNOAA貿易監視制度の範疇に入るかをユーザーが判断するのを支援する水産物輸入輸出ツールを構築</li> <li>SIMPとSIMP監査用に自動音声応答装置（IVR）とコールセンター・サポートラインを設置</li> <li>全体的なSIMP遵守を促進するためのインセンティブとして、一貫して規則を遵守してきた輸入者の監査負担を軽減するため、SIMP遵守輸入者リスト（SIL）プロセスを構築</li> <li>監査時に収獲の合法性を検証するプロセスを効率化するため、水産収獲物の合法性を評価する際に使用する国際法、規制、要件の包括的リポジトリの構築に着手。このリポジトリには、特定の漁場であれば他国から持ち込まれる合法漁獲物を検証する際にも確認するはずの書式、許可、その他の証拠書類に関する具体的情報が含まれる。</li> <li>監査手順を見直し、監査選定プロセスにおけるリスクフラグ付けを含め、自動化統合方法を標的化</li> <li>指針とよくある質問を反映させるため、「SIMPリソース」書類を更新</li> </ul>

<sup>1</sup> 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）はSIMPを含むIUU漁業対策として、NOAA海洋漁業局に追加で800万ドルを拠出した。この資金はSIMPのみに関係するものではないため、2020年財源割当には含まれていない。

## プログラムの実施

### アウトリーチと公的リソース

NOAA海洋漁業局とその米国連携省庁は、対面専門会議、ワークショップ、ウェビナー、情報資料を含む幅広い方法を通じて、そして複数言語の翻訳資料と通訳を提供してSIMP規制要件の理解を徹底させるため、輸入者、輸出国、国際漁業コミュニティと協働しました。さらに、NOAA海洋漁業局は、水産物産業と通関仲介者が専門支援リソースとして使用できる、専用の支援電話番号及びメールを開設しました。この電話番号とメールアドレスは本報告書の末尾に掲載してあります。国内的・国際的ニーズに対するこの広範なアウトリーチおよび対応はSIMPの実施を成功に導く基礎となりました。SIMPの最初の採択時とエビとアワビの追加時の両方において、SIMPの実施による大きな貿易混乱は生じていません。NOAA海洋漁業局は水産物コミュニティへの支援にコミットしており、引き続き、要請に応じて支援を提供していきます。

### 通関申告のインフォームド・コンプライアンス

当初、NOAA海洋漁業局は、水産物貿易を妨害することなく輸入者と仲介者にSIMP要件の遵守を促す目的で、「インフォームド・コンプライアンス」というアプローチを採用しました。NOAA海洋漁業局は、インフォームド・コンプライアンス期間中、CBP及び申告者と連携して、SIMPの完全かつ適時の遵守を促しました。インフォームド・コンプライアンス期間中は、輸入貨物の必須SIMPデータにその場で速やかに修正できない誤りがあったとしても、輸入貨物の通関を許しました。

NOAA海洋漁業局は、申告者がCBPの時間制

限内に出来るだけ早く誤りを訂正することを求めました。適時に修正がなされなかった不完全な申告は監査の対象となり、監査プロセスを通じて遵守努力の通知、支援がなされました。

NOAA海洋漁業局は、2019年、エビとアワビの追加に対応して2回目のインフォームド・コンプライアンス期間を実施しました。これらの期間は、SIMPにより義務づけられる収獲・陸揚げデータの適切な提出を妨げる可能性のある不注意の、故意でない、又は技術的な懸念を一掃する機会を貿易コミュニティに与える、プログラム実施の重要な要素でした。各インフォームド・コンプライアンス期間の終了後は、正しくかつ完全なSIMPメッセージセット要件のない申告は却下され、輸入が拒否されました。



## 監査 & 執行

### 監査

SIMP監査の目的は、通関申告で提出された収獲・陸揚げ情報、及び、魚介・魚介製品の収獲から米国市場への輸入地点までの移動を記録する流通・加工行程管理記録の十分性を検証することです。NOAA海洋漁業局の国際問題水産物監査室（IASI）がSIMPに基づく監査を実施します。IASIは、2018年1月1日（SIMPの完全実施の開始日）から2021年3月1日までに、3,139件の監査を実施しました。監査は輸入通関申告に対して無作為選定により実施され、これがプログラムの遵守及び管理を知るうえでの強力な効果的なベースラインを提供しています。

監査員は確立された基準に基づき、収獲の合法性を検証し、違反の可能性があるものを特定します。「違反」の特定につながる誤り、脱落、懸念には、情報の単純な誤記から悪質な不正文書・情報の提供の特定に至る、幅広い状況が含まれます。全範囲の輸入者と魚種に監査が実施されるよう、IASIは、確立された基準を用いて、毎週、通関申告から無作為に監査対象を選ぶ自動プログラムを使用します。プロセスが改定されることで、一部の輸入者が頻繁に監査対象となってその他の輸入者が見逃される可能性が減り、全SIMP輸入者のより多くの輸入者が漸進的に監査されるようになります。監査において特定された違反は直接当該輸入者と共に対応が行われたほか、適時、NOAA海洋漁業局法執行室（OLE）に照会されて措置が講じられました。SIMPの許可・報告・記録保持要件の違反はマグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法の違反となり、執行措置の対象となります。実施後最初の2年間、IASI監査員が実施したSIMP監査の60%近くで遵守が確認されました。

### 監査結果のタイプ-2020暦年

徐々に遵守率を改善していくには、監査結果のタイプと頻度を注意深く検証し、業界が優先的に取り組むべき分野を特定することが極めて重要となります。監査により判明した違反は以下の4つのグループに分けられます。

- **不一致**：監査用に提供された流通・加工行程管理の記録が、CBP通関申告に提出されたデータと矛盾している。例えば、通関申告の水産物魚種又は収獲用漁具が記録の情報と一致しない。通過申告時に提出されるトレーサビリティ情報は、検証可能な流通・加工行程管理を確立するその他の情報源の証拠書類により裏付けられなければならない。
- **不足**：提出された流通・加工行程管理の記録により製品を最初の収獲から米国への輸入まで追跡できなかった。例えば、サプライチェーンのある1つの段階を確認する記録が提供されなかった。監査時に提供された収獲・水揚げ情報は、NOAA海洋漁業局が独立的に確認できるものでなければならない。全流通・加工行程管理を実証する記録は、当該製品がサプライチェーン内を移動する過程の各段階における、製品、各管理者、製品変容を特定する必要がある。
- **記録が提供されない**：輸入者が流通・加工行程管理記録の提供をIASI監査員により要請され、SIMP監査要件ガイドに規定される期間内にこれが提供されなかった。登録輸入者は50 CFR § 300.324(e)により、流通・加工行程管理記録を保管する義務がある。SIMPは保管を義務づける具体的な記録種を指定しておらず、収獲から米国市場への輸入時点までのサプライチェーンにおけるトレーサビリティを証明するのに十分な記録（例えば、収獲船・輸送船による申告や船荷証券）を採用する柔軟性を業界に与えている。

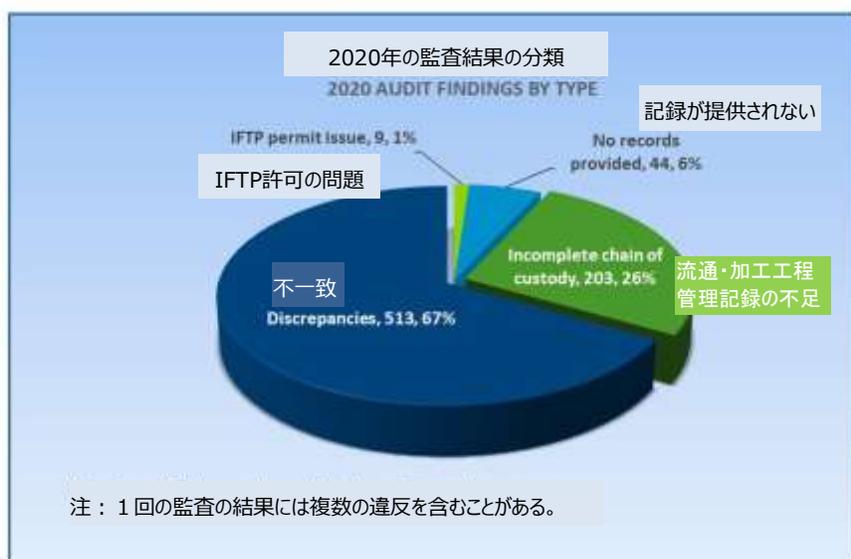
### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

SIMP監査要件ガイドと最終規則は以下のURLで参照できる。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>.

- **IFTP問題**：提供された許可番号が間違っていた。SIMP魚種を米国に輸入する人は有効なIFTPを有していなければならない。登録輸入者のIFTP番号は通関申告時に提出されなければならない。登録輸入者には、SIMPの対象となる輸入物の流通・加工行程管理記録を保管し、検査や監査時にそれを提示する責任がある。

最もよくある問題が、最初の通関申告時に報告された情報と監査時に要請に応じて提供された流通・加工行程管理記録との間の不一致です。下図に、2020年1月1日から12月31日までに実施された監査の結果を示します。実施された1,073件の監査中、57.3%で遵守が確認され、42.7%で様々な違反が確認されました。



「SIMPトレーサビリティデータは、合法的な収穫の確認に使用されるだけでなく、漁業管理と貿易政策の構築及び実施の価値を高める可能性がある...

SIMPデータを分析することで水産物サプライチェーンの細部への新しい洞察が得られるかもしれない」



## 執行

過半数のSIMP監査で違反は確認されません。違反が確認される40%のうちでも、執行措置が必要とされるレベルに達するのはほんの少数です。これらはOLEに照会されます。

2019年、OLEは、実施済み監査とフィードバックの見直しや流通・加工行程管理書類の検証に関するSIMP監査員の研修を含む制度見直しを行いました。このフィードバックと研修は高く評価され、追加執行措置の対象となるケースの特定やより時機を得た照会に役立っています。

OLEは、NOAA所管の全水産物貿易管理制度と連携し、NOAA海洋漁業局がCBPから受領する米国貿易データのデータベースである「国際貿易データシステム」の新インターフェース機能を開発しました。この追加機能は、NOAA海洋漁業局の輸入貿易データへのアクセスを改善し、検索有効性を向上させ、輸入者が「自動貿易流通システム」ポータルを通じて提出する電子情報を検証しやすくしています。これらのシステム変更により、SIMP監査員は確認された遵守問題をOLEに電子的に照会できるようになっています。

NOAA海洋漁業局は、米国の輸入者に対し、SIMP要件を遵守し、IUU由来の魚介・魚介製品の調達・輸入を回避するためのアウトリーチ及び支援を提供しています。これまで実施されてきた活動には、CBPの貨物システム・メッセージングサービスを通じた、遵守状況を改善すること、合法的な貿易を促進すること、そしてIUU漁業に従事していることが知られている船舶から調達する輸入者に対して措置を講じるOLEの能力を高めることを意図した、米国輸入者コミュニティ向けメッセージの発行が含まれます。この通知は、輸入コミュニティに水産物製品を調達する際の法的義務を通知し、IUU漁業に従事していることが最近確認された4隻の船舶の船名を通知し、米国が加盟する国際漁業管理団体が発表する全最終IUU船舶リストへのウェブリンクを提供するものでした。

さらに、OLEは、米国の出入港において水産物貨物を定期的に検査し、許可・報告・記録保持要件の遵守状況を監視するための検査を実施し、魚介／魚介製品のサンプル検査を実施して報告と表示の正確性を検証しています。このような活動の結果として調査が実施され、SIMP要件の対象である魚介・魚介製品が不正又は不正確に表示されているのをOLEが確認したり、輸入者が流通・加工行程管理に関する完全な記録を保持していなかったり、魚介・魚介製品がIUU漁業に由来するとOLEが疑うケースが特定されたりしてきました。このような活動を支援するため、OLEは全国的な調査事業を3回実施しましたが、これには「協働執行プログラム」の下でOLEにより代理を命じられた州自然保護官による支援が含まれました。2018年5月の1回目の調査事業では、SIMPに加えられた最初の11魚種・魚種グループに関係する、輸入水産物と関連記録の検査に焦点が当てられました。2回目の調査事業はCBPと食品医薬品局との協働で実施され、ビンナガマグロ（*Thunnus alalunga*）がスペインから輸入されてカツオと表示されているという申し立てに焦点を当てるものでした。この調査事業では、通関申告時に一部のマグロ貨物が関税のはるかに低いカツオと誤認されていたことがわかりました。この種の誤認は、SIMPやその他のNOAA水産物貿易監視制度の許容要件の裏をかく場合もあります。NOAAによる措置に加えて、CBPは32社がマグロをカツオと誤報告している事を確認し、関税の過少支払いによる米国の収入損失として約60万ドルを回収する措置を講じました。2019年10月、OLEは、CBPとOLEのスタッフの関係を構築し、知識を共有する目的で、CBPの「規制監査・省庁諮問局」と協力して、アワビとエビに関するSIMP遵守に焦点を当てた3回目の全国的な調査事業を実施しました。

### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

これらの執行活動の結果、以下の事がもたらされました。

- 必要な許可又は報告情報のない魚介・魚介製品貨物の輸入の拒否
- 制度規制問題に関わる罰則及び警告の発出
- 比較的軽微な違反をその場で修正できるように設計された遵守支援
- IUU魚介・魚介製品及び水産物の誤報告が疑われるケースに関するより長期的な調査の開始

IUU魚介・魚介製品の個別確認ツールとしてのSIMPの使用にとっての大きな障害は、輸入物の量の多さ、そして、そうしたものの確認には収獲国の漁業法に関する詳細知識が必要だという事実です。SIMP対象魚種を米国に輸出する国が多いため、そのような詳細知識を取得することは容易ではありません。従って、これまでに確認された問題のほとんどが文書上で明らかにできる問題に関係するものです（例：船舶許可日が収獲日と一致しない、文書が欠失している）。しかし、追って説明するとおり、SIMPの実施には、当局の収獲文書と流通・加工行程管理文書の検証能力の改善、外国漁業法の知識増加、そして監査員と執行チーム間の連携強化（特定の問題を標的とした予測分析の使用等により）が含まれます。

### SIMP遵守輸入者リスト - 遵守に対するインセンティブ

NOAA海洋漁業局は、全プログラム要件への遵守を一貫して実証してきた輸入者へのSIMPの負担の一部緩和に取り組んでいます。SIMP遵守輸入者リスト（SIL）は、SIMP監査を通じた遵守実績を有する水産物輸入者を認知するものです。SILに掲載される輸入者に与えられる恩恵には以下が含まれます。

- 有資格輸入者に対する監査頻度の上限を四半期に1回にする — 有資格輸入者のSIMP関連作業量に対する予測性を高めるほか、SIMP監査の全体的減少ももたらす可能性がある。
- SIMPの報告・記録保持要件を遵守することへのインセンティブとなるほか、政府、業界の両方にとっての費用が削減させる。
- SIMP遵守に対する一般の認知

輸入者にとってのSIL参加費用はありません。SIMPにおける実績を認知して欲しい輸入者には、NOAA海洋漁業局に社名をSILに掲載してもらおうオプションがあります。リスト掲載を望まない輸入者は非公開に切り替えることができますが、SILには引き続き含まれているため、無作為監査の頻度が軽減されるという恩恵を受けることができます。

NOAA海洋漁業局は、2018年1月、コマース・トラステッド・トレーダー・プログラム（CTTP）を策定するための規則案を公表しました。この自発的プログラムは、SIMP対象の輸入水産物に関する報告要件の軽減および記録管理の柔軟性の増加というメリットを有資格輸入者に与えるよう設計されました。NOAA海洋漁業局は、パブリックコメントを考慮し、このプログラム案では予期される恩恵は得られないと判断したため、CTTP案がSILに変更されました。

SILに関する詳細は以下のURLで参照できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>

## SIMPデータの革新的な応用

SIMPトレーサビリティデータは、合法的な収穫の確認に使用できるだけでなく、漁業管理と貿易政策の構築及び実施の価値を高める可能性もあります（例は下記を参照）。このセクションで提示する集約貿易データはSIMP監査による検証を受けておらず、実証目的で提示されていることにご留意ください。

### サプライチェーンの複雑さの検証

SIMPデータを分析することで水産物サプライチェーンの細部への新たな洞察が得られるかもしれません。この能力を実証する目的で、NOAA海洋漁業局は、その一般の関心の高さから、タラの輸入量を検証して米国海域で収穫されたタラの割合を求めました。

2018年8月から2019年8月までに、SIMP報告の対象となる関税コードにより申告された輸入タラについての事が分かります。

- 収穫国：タイセイヨウダラとマダラの17.63%がもともと米国で収穫され、加工や冷凍保存のために輸出され、再輸入されていた。米国が輸入するタラにおけるその他の収穫国上位は、ロシア連邦（24.30%）とアイスランド（16.87%）である。
- 原産国：中国が米国への最大のタラ輸出国であり（輸入量の47.5%）、これにアイスランド（24.7%）とロシア連邦（5.9%）が続いている。つまり、中国は、複数の国で収穫されたタラの加工・再加工・冷蔵ハブとなっている。
- 魚種の内訳：SIMPはタイセイヨウダラ（*Gadus morhua*）とマダラ（*Gadus macrocephalus*）について魚種の報告を義務づけている。タイセイヨウダラの輸入割合は64%であり、マダラの申告輸入割合（33%）のほぼ2倍である。少数はタイセイヨウダラとマダラの混載か魚種未特定のいずれかであった。

### 魚種レベルでの輸入物の把握

SIMPは輸入時に魚種の学名の報告を義務づけており、これにより一般的魚種グループや関税コードではなく、魚種による輸入物の詳細分析が促進されます。NOAA海洋漁業局は、その一般の関心の高さから、SIMPの対象魚種グループであるサメ類の輸入に関して以下の例を提示しています。

2018年4月から2019年4月までにSIMP報告要件に基づき関税コードで申告された輸入物のうち、サメ類の輸入は全SIMP申告数の0.01%を占め、その価値は約70万ドルでした。その輸入サメのうちごく一部がフカヒレとして申告されていました。輸入サメは10の魚種と魚種グループから構成されていました。

ヨシキリザメ（*Prionace glauca*）

ツバクロザメ（*Isogomphodon oxyrinchus*）

イコクエイラクブカ（*Galeorhinus galeus*）

アオザメ（*Isurus oxyrinchus*）

カリフォルニアカスザメ（*Squatina californica*）

ホホジロザメ（*Carcharodon carcharias*）

アブラツノザメ（*Squalus suckleyi*）

## 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

エンゼルシャーク（*Squatina guggenheim*）

種不特定のオナガザメ（*Alopias spp*）

種不特定のアオザメ（*Isurus spp*）

### 今後に向けて

SIMPが全13魚種を対象に実施されて1年が経過した2020年の初め、私たちは、実施の進捗状況を評価し、学んだ教訓を見極め、必要な軌道修正を特定し、そして成功を足掛かりにする機会を得ました。我々のSIMPに対する戦略的計画には、プログラムをより効果的に実施するための、SIMP専属チームの強化、適切な人員配置、ITインフラのモダナイゼーション及び統合、監査と執行の相互作用への重点化、プログラムと規制の両面における必要な変更の実施が含まれます。制度を改善し、その実施を促進するためのNOAA海洋漁業局の重点分野には以下が含まれます。

#### 高い監査能力を有する専任の制度チーム

SIMPの潜在力をフルに発揮させ、この制度を適宜拡大・成長させる準備を整えるには、方向づけと監督を行う専任の制度のリード、そして制度を支援する十分な数のスタッフが必要です。

最優先事項の1つがSIMPの人員増強計画の実施であり、これには以下が含まれます。

- 常任で監督する制度リード
- 私たちの戦略的計画に沿って制度を実施・運用し、他のNOAAプログラムオフィスや他の省庁代表者との調整、関連ITシステムをモダナイズ・統合するプロセスの支援、内部・外部政策文書の作成、議会とステークホルダーからの問い合わせへの対応、専門的起草要請の見直し・対応を行う2～4名の制度スタッフ
- 専任の常勤監査員。NOAA海洋漁業局は、当初、既存の職務に加えてSIMP監査を実施するための訓練を受けた「水産物検査プログラム」スタッフを使用していました。専任の常勤SIMP監査員は、より効果的に実施するために不可欠です。

#### ITインフラのモダナイズ及び統合

SIMPにその潜在力をフルに発揮させるため、NOAA海洋漁業局は、SIMPを支援するインフラをモダナイズ及び統合するための投資をさらに行う必要があるでしょう。モダナイゼーションのための投資には以下が含まれます。

- 貨物データのリスク要因と傾向を特定して標的を絞った監査を誘導するスマートシステムを構築するための予測分析の使用
- 機密事業情報及びNOAA海洋漁業局ネットワークを保護する安全かつ暗号化されたプロセスを維持しつつ、文書提出を効率化するために、要求された証拠書類を提出するための公共インターフェースを開発
- より高度な報告・データ分析能力の開発

SIMPの実施は、NOAA海洋漁業局所管の水産物トレーサビリティ制度すべてを電子的に統合することからも恩恵を受けるでしょう。SIMPは、分散IT環境で運用されるNOAA海洋漁業局所管の4つの水産物トレーサビリティ制度の1つです。この環境で、各制度はそれぞれの支援ソフトウェアをホスティングし開発する独自の方法を有しています。

他のトレーサビリティ制度の既存技術・データを活用するメリットには、より長期のシステム保証、インフラと請負業者によるソフトウェア開発支援における重複軽減、そして監査対象貨物の選定に用いるリスク要因を決定するうえで制度の有効性の改善が含まれます。

### 既存データの傾向と洞察の評価

NOAA海洋漁業局は、2018年よりSIMP監査データを収集しています。この時系列データがあることで、傾向の評価を開始できました。私たちは、（1）我々が収集しているデータが利用可能な情報を得るうえで適切な精度を有する適切なデータかどうか、（2）監査のサンプリング計画及びサンプリング法が引き続き使用できる適切な方法かどうか等、本制度の様々な要素を評価する目的で既存データを検証しています。

### 監査・執行間の調整・統合の強化

上記の通り、一定の課題により、SIMPを用いるだけではNOAA海洋漁業局がIUU魚介・魚介製品を特定する能力は制限されています。ただ、SIMPは、過去には入手できなかった追加証拠書類を得るうえで有用な役割を果たしており、また国際的な水産物サプライチェーンの特定にも役立っています。この重要情報は、標的を絞った執行を支援するほか、IUU漁業やIUU魚介・魚介製品の違法売買に従事する大規模で洗練され、国境をまたぐ活動に関する長期的調査にも使用されています。

### 合法収獲の効率的検証

SIMP魚種の漁業と合法収獲を管理する当局は何千と存在します。NOAA海洋漁業局は、現在、合法収獲書類を検証するプロセスを効率化できるよう支援する包括的リポジトリの構築に取り組んでいます。特定の漁場について、他国から入っている漁獲物の合法性を検証する際に確認することになっている書式、許可、及びその他の文書に関する具体的情報を収集する作業が始まっています。このデータベースは関連輸入者に要求する証拠書類を具体的に特定するうえで助けになるでしょう。

さらに、NOAA海洋漁業局は、海洋哺乳類保護法輸入規定の外国漁業リストを通じて、世界中の様々な漁業に関する情報を既に収集しています。この情報は、水産物製品が貿易相手国で生産されているかどうかを監査員が評価するうえで助けとなるでしょう。

また、証拠書類の相違に関するナレッジベースを増強し、必要に応じて同等性を正確に評価するため、貿易相手国に適用法・規制に関する情報の提供も要請しています。NOAA海洋漁業局は、この情報を収集しつつ、輸入者から収集した書類を貿易相手国から提供を受けた情報と照合して検証し、サプライヤーが輸入者に提出した書類の詐欺又は偽造を迅速に検出する方法の確立に取り組む予定です。

### 輸入品の自動標的化の実現

現在まで、SIMPによる監査対象はほぼ全て無作為に選定されてきています。指示を受けて実施された監査はごく少数にすぎません。今後も無作為選定が監査対象の輸入物を決める主たる方法であり続けますが、NOAA海洋漁業局は、監査及びその他の適切な情報源により必要性が認められる場合は、標的を絞った監査並びに指示による監査も実施していきます。

### 業界における遵守を引き続き支援

NOAA海洋漁業局は、世界及び国内の水産業界及びステークホルダーがSIMPに関連する準備及びその遵守に対して払っている大きな努力に感謝すると共に、以下を含め、ステークホルダーに卓越した顧客サービスを提供することに引き続きコミットしていきます。

- 要請された模擬監査を100%実施

### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

- 専用電話やメールによる専門的支援のためのサポートラインへの人員配置
- 通関仲介者を通じた通関申告のトラブルシューティング
- わかりやすくして便利な資料を複数言語でオンライン提供
- 要請に応じて、米国及び世界の業界関係者向けにリモート会議、ウェビナー、対面研修を主催
- 米国政府の水産物通商貿易プログラムとの信頼できるリエゾンとして機能

#### 規則の見直し・更新

SIMP実施の一環として、私たちは自分たちの規則の見直しも行っています。この見直しにより、SIMPの初期の実施から得られた教訓に基づいて、今後規則が更新されると私たちは予測します。見直しの対象にはSIMPの対象魚種が含まれます。NOAA海洋漁業局は、SIMPのリスクベース性の維持に焦点を当てています。リスクは静的なものではないため、我々はこの規則制定プロセスにおいてリスクベース分析を実施し、既存のSIMP魚種が引き続きリスクが高いのか、リスクの上昇を理由に追加魚種をSIMPに加えるべきなのかを判断します。この分析では、初期魚種リストの作成に用いられた元々の原則並びにその他の適切な要素が考慮されます。

## 連絡先情報、追加リソース

SIMP関連資料及び追加情報は以下のURLで参照できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>

NOAA海洋漁業局のIUU漁業撲滅活動に関する詳細情報は、法執行室と国際問題水産物監査室を通じてオンラインで取得できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/about/office-law-enforcement>

<https://www.fisheries.noaa.gov/about/office-international-affairs-seafood-inspection>

SIMP遵守に関する専門的支援及び一般的な質問は「SIMPサポート」まで。

- [SIMPsupport@noaa.gov](mailto:SIMPsupport@noaa.gov)
- 電話：301-427-8301、フリーダイヤル（米国、カナダ）：833-440-6599

米国商務長官

ジーナ・レイモンド

Deputy Under Secretary for Operations Performing  
the Duties of Under Secretary of Commerce for  
Oceans and Atmosphere and NOAA Administrator

ベンジャミン・フリードマン

Acting Assistant Administrator for  
Fisheries

ポール・ドリーマス

2021年4月

[www.fisheries.noaa.gov](http://www.fisheries.noaa.gov)

公務

海洋漁業局

Office of International Affairs and  
Seafood Inspection

1315 East West Highway Silver  
Spring, MD 20910

## 別紙 4

### 米国国際貿易委員会（USITC）

「違法・無報告・無規制（IUU）漁業由来の水産物：  
米国の輸入と米国商業漁業への経済的影響」の「エ  
グゼクティブサマリー」（2021年2月）の和訳

The Nature Conservancy

## エグゼクティブサマリー

### 総括

- 米国国際貿易委員会（USITC）は、2019年の米国における違法・無報告・無規制（IUU）漁業由来の水産物輸入額が24億米ドルであったと推定しており、これは米国の全輸入水産物の11%近くにも上る
- 2019年の米国輸入水産物のうち海で漁獲されたものについては、その13%超がIUU漁業活動由来であると推定された。（金額で見た場合に）IUU漁業によって海で漁獲された輸入水産物が特に多かったのは、ワタリガニ、ウシエビ属（野生）、キハダおよびいか類であった
- 米国の主要な水産物輸入先のうち、IUU漁業によって海で漁獲された水産物の対米輸出が顕著な国は、中国、ロシア、メキシコ、ベトナムおよびインドネシアであると推定された。一方、米国最大の水産物輸入先であるカナダはそうではない
- 養殖業界が飼料原料として依存しているフィッシュミール（魚粉）やフィッシュオイル（魚油）の製造にIUU製品はしばしば使用されている。2019年に米国が輸入した養殖魚の生産重量の9%近くが、IUU漁業によって海で漁獲された輸入水産物を原料とする飼料によって得られたと推定された
- 米国市場からIUU漁業由来の輸入品を排除すれば、米国の商業漁業者にとって良い効果をもたらされる。モデル分析の対象魚種すべてについて、米国内の価格、漁獲量および営業利益が増加すると試算された。
- IUU漁業由来の輸入品の排除によって、IUU漁業由来でない輸入水産物の量がいくらか増えるものの、全体としては輸入水産物の価格上昇と総輸入量の減少につながる
- IUU漁業由来の輸入品の排除によって、米国商業漁業の総営業利益は6,080万米ドル増加すると推定された。このうち営業利益の増加幅が最大になるのは、ウシエビ属、ベニザケ、メバチ、いか類などを狙う漁業である

### はじめに

本報告書は、米国国際貿易委員会（USITC）が、輸入水産物との競争が米国漁業者に与える影響について調査し報告書を作成するよう、米国連邦議会下院歳入委員会から要請を受けた作成した。要請の中で歳入委員会は、漁業管理規則または労働法の違反によって得られた製品を「IUU水産物」に含めると定義しており、本調査の「IUU漁業」の定義はこれに従った。

IUU漁業に該当すると言える漁業活動にはさまざまなものがある。漁船が許可を得ていない水域で操業することはよく見られるほか、禁漁期間中の漁場で魚を獲ることもある。また、漁業管理当局が定める漁獲割当量を超えた漁獲、当局に対する水揚量の虚偽報告などもIUU漁業に該当する。さらに、禁止されている漁具や漁法による漁獲、あるいは混獲に関する規制をはじめとした環境規制の違反もIUU漁業に含まれる。水産業界で広く記録されている労働関連の違反行為としては、強制労働、人身売買、児童労働、漁船上の労働者に対する身体的虐待などが挙げられる。

歳入委員会は USITC に対し、実施可能な範囲で以下について報告するよう求めた。

- 米国輸入市場で IUU 水産物が広く流通していることに関する既存のデータおよび文献の考察と、IUU 漁業に対応するための監視や法執行の国際的なメカニズムの概観
- 米国商業漁業の規模や構造についての説明
- 中国に限らず世界的に主要な IUU 水産物生産国に関する説明、また、IUU 水産物の生産と輸出に関連のある国の慣行に関する説明
- IUU 水産物がどの程度米国に輸入されているのか、また、米国のその輸入先とグローバルサプライチェーンについての分析
- IUU 水産物輸入品が、米国商業漁業者、そして米国商業漁業の生産量、取引量および価格に対して与える経済的影響の定量分析

### 監視および法執行のための国際的メカニズム

IUU 漁業由来の水産物がグローバルサプライチェーンにおいて広く流通している状況を改善しようとする国際的な取り組みは、1990 年代後半に始まった。それまでに、タイセイヨウダラやクロマグロといった主要な商用魚種で資源崩壊が起きていること、また、世界の野生魚の漁獲量が 1980 年代をピークに減少しているという事実について、一般の認識がどんどん高まっていた。同時に、途上国における消費者購買力の増大が水産物需要を高め、供給を一気に増やすために IUU 漁業活動に従事しようという動機を一部の生産者に与えてしまった。

これを受けて、国連食糧農業機関 (FAO) は、IUU 漁業を抑制するための措置を作り始めた。それ以降、特に FAO などの国連機関をはじめとした国際機関が、国および地域レベルで IUU 漁業を特定し対応するための一般的な枠組みを提供するグローバルなガイドラインを策定した。2016 年 6 月に発効し、拘束力を持つ初の IUU 漁業に特化した国際協定となった「違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA)」などが主な協定やガイドラインの一例である。PSMA は、違反船舶が締約国の港で IUU 漁獲物を水揚げすることを阻止し、IUU 漁業の動機付けを弱めることで、IUU 漁業の阻止および排除を目指しており、現在 66 の国と欧州連合 (EU) が加盟している。米政府関係者は、IUU 漁業への関心の高まりと世界的な懸念が増して有益な行動をもたらした最も良い例の一つとして、PSMA を挙げている。

国連などのグローバル組織が策定した国際枠組みの中では、地域機関、各国政府および非政府組織 (NGO) も IUU 漁業の抑制に当たって重要な役割を果たしている。特に、商業的に重要な魚種 (まぐろ類など) の多くが国家間の海上の境界を越えて行き来するため、多くの場合、沿岸国政府の権限が及ばない範囲を管轄する地域機関が法執行の取り組みを担う。これらの機関のほとんどが「地域漁業管理機関 (RFMO)」と呼ばれ、RFMO が管理する海域に接するすべての国とそこで漁業活動を実施する許可を得ているその他の国が、通常は加盟している。第 2 章で示すように、RFMO が管轄水域内でどの程度 IUU 漁業対策に取り組んでいるかはまちまちだ。RFMO の規制は例えば、漁獲量の制限、使用可能な漁具の種類、特定の時期の漁場閉鎖、漁獲証明書の要求などを含むことがある。個別の市場レベルでは、とりわけ米国および EU が、漁獲証明制度などの手法によって、自国市場への IUU 水産物の流入を阻止するための措置を維持している。NGO は、IUU 漁業規制に違反している可能性のある事例を特定するた

めのデータの収集および拡散、各国が IUU 漁業対策をとるための能力の開発支援、漁業活動を改善するための商業漁業者との連携などで有意義な役割を果たしており、世界、地域および国レベルの規制当局が NGO の取り組みに助けられている。

上記の取り組みは、いずれも漁場の保全や管理という視点で定義された IUU 漁業への対策に重点を置いたものだが、漁業セクターにおける強制労働、児童労働および人身売買に関する懸念への対応を目指す国際的なメカニズムも存在する。漁業の世界における労働関連の違法行為を特定および記録するための国連や NGO などの取り組み、また、労働者の基本的権利の尊重を推進するとともに、国際労働機関 (ILO) の中核的な条約や漁業労働条約の水産物セクターにおける施行を推進することを目指した ILO の取り組みなどがこれに該当する。

## 米国輸入品における IUU 水産物の推定

USITC は、IUU 水産物がどの程度米国に輸入されているのか試算するため、多段階手法を採用した。USITC の試算は、IUU 漁業によって海で漁獲された水産物そのものと、それらを用いて養殖された水産物の両方をカバーしている。また、漁業管理および保全の面と、労働関連の違反行為の面の両方を含む定義で IUU 漁業を扱っている。方法および結果の詳細は第 3 章に示している。試算手法の第一段階では、既存文献等から得たデータを組み合わせ、全世界の海で漁獲された水揚げと養殖水産物を網羅したデータベースを作成した。ここには海で漁獲された無報告の水揚げも含まれている。第二段階では、IUU 漁業由来の海で漁獲された全世界の水揚量を試算した。これらの試算は、水揚げデータを検討しただけでなく、IUU 漁業の可能性、文献から得られた IUU 漁業に関する試算データ、そして労働関連の違反行為の根拠と関連する、定性的なリスク評価基準の検討に基づいて得られた。第三段階では、さまざまな魚種の世界的な養殖生産に IUU 水産物がどの程度使用されているかを試算した。最後に、これら海で漁獲された水揚げと IUU 水産物により生産された養殖水産物についての試算とグローバルな貿易データを用い、サプライチェーンのマッピング分析に基づいて、米国輸入品にどの程度 IUU 漁業に由来する水産物が含まれているかを試算した。

USITC はこの手法により、2019 年に米国が輸入した IUU 漁業由来の水産物の量を 286,896 トン、金額ベースでは 24 億米ドルと試算している。米国の主要輸入魚種のうち、海での IUU 漁業によって得られた漁獲の割合は、最も低いコダラ (2.5%) とタイセイヨウダラ (4.0%) から、最も高いたこ類 (33.1%) とワタリガニ (28.4%) まで多岐にわたった。海での IUU 漁業によって得られた漁獲の輸入に関する試算結果は、貿易相手国によっても大きくばらついた。主要相手国のうち最も低かったのはアイスランド (1.2%) とカナダ (3.4%) で、最も高かったのはフィリピン (33.0%) とメキシコ (25.1%) であった。中国からの輸入品に占める IUU 漁業由来の水産物の割合は最高ではなかったものの、量ベースで見ると IUU 水産物輸入品の最大の供給源になっているという試算になった。この大きな理由は、中国が多くの子国の漁船団からの輸入品を受け入れる巨大な商業漁業セクターと水産加工セクターを抱えていることにより、世界最大の水産物生産国だという点である。2019 年に米国が中国から輸入した、海での IUU 漁業由来の水産物は 2 億 430 万米ドル相当と試算され、これは米国が中国から輸入した水産物の 17.0% を占めている。

本報告書の手法は、水産物輸出国の多くが異なる船団から得た漁獲物を加工するため、他国の IUU 漁

業活動で得られた水産物が自国の水産物に混入する可能性があるという事実も考慮している。もちろんこれは大半の国の水産物には該当しない。実際、2019年の米国水産物輸入額のうち、貿易相手国の船団または養殖施設で元々得られたものが推定 84.4%を占めていた。海で漁獲された水産物の輸入だけを見た場合も、推定 72.3%が貿易相手国の船団から得られている。しかし、この割合はタイなどの主要な水産加工国では低く、タイで元々生産された水産物は、米国のタイからの輸入水産物の 45%に満たないとみられる。米国のタイからの輸入水産物の大半は、他国船団が漁獲したマグロ類の加工品であった。水産物サプライチェーンのこうした複雑性は、先述の第四段階の手法でも織り込み済みであり、試算結果を理解するために重要である。

## **IUU 水産物の主要な世界的生産国**

米国が輸入する IUU 水産物の世界的に顕著な供給源としては、上に示した理由で主要な漁業国と水産加工国の両方が含まれるが、個別に見ていった国の中には、中国のようにこの両方に該当するものもある。本報告書では、IUU 水産物の生産に貢献してしまっている供給国の漁業の慣行とともに、影響が大きい魚種やトレードフロー（貿易の流れ）について説明した国ごとの概要を示している。対象とした国は、中国、インドネシア、タイ、ベトナム、ロシアおよびスペインである（表 ES.1）。中国については第 4 章、そしてこのほかの各国については第 5 章で、それぞれ詳細を見ている。また、第 5 章では扱う国を選出するために用いた評価基準も示している。

**表 ES.1** IUU 輸入水産物の主要供給源となっているとみられる国々とその IUU 漁業活動および関連データ (2019 年)

国名	IUU 漁業と関連する活動	海で漁獲された 米国の IUU 輸入 水産物の推定金 額 (百万米ドル)	米国の貿易相手国 からの輸入漁獲物 に占める IUU 水産 物の割合 (%)	米国に対す る IUU 水産 物供給国の 中での順位
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>RFMO 管轄水域や外国水域での中国船の無許可操業</li> <li>破壊的漁具の使用</li> <li>洋上転載</li> <li>無報告の海で得られた漁獲の水揚げ</li> <li>ダミー会社や外国船籍登録 (便宜置籍船を含む) の使用</li> <li>遠洋漁船団 (DWF) における労働法違反事例</li> <li>IUU 漁業由来の水産物の輸入を防止する取り組みの欠如</li> </ul>	204.3	17.0	1
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自国および他国 EEZ 内でのロシア船による無許可操業</li> <li>洋上転載</li> <li>国内港湾以外での水揚げ</li> <li>ロシア船上の危険な労働環境</li> <li>ロシア船上の外国人労働者からの搾取および危険な労働環境</li> </ul>	113.8	16.5	2
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>他国 EEZ 内でのベトナム船の無許可操業</li> <li>無報告の野生漁獲水産物</li> <li>ベトナム船上の児童労働および強制労働</li> <li>ベトナム船上の漁業者からの搾取と借金を理由とした強制拘束</li> </ul>	106.1	19.4	4
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>RFMO 管轄水域内でのインドネシア船の無許可操業</li> <li>破壊的漁具の使用</li> <li>洋上転載</li> <li>無報告の野生漁獲水産物</li> <li>国内での児童労働および漁業者からの搾取の事例</li> <li>自国 EEZ 内で操業する外国船による労働関連の違反行為</li> </ul>	105.5	15.4	5

タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>他国 EEZ 内でのタイ船の無許可操業</li> <li>自国水域内でのタイ船および外国船による違法漁業</li> <li>不十分な漁船検査</li> <li>漁船の運航会社やリクルーターによる漁業者からの搾取</li> <li>えび類加工現場での児童労働および強制労働</li> <li>タイ船上での強制労働</li> </ul>	92.9	12.2	6
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲割当量を超えた漁獲</li> <li>密輸ネットワークによる国内への IUU 水産物の持ち込み</li> <li>IUU 漁業に従事していることが特定された船舶の利用</li> <li>第三国のサプライヤーとして活動するスペイン所有のジョイントベンチャー</li> </ul>	34.3	22.4	12

<出典>USITC の試算による

## 中国

中国は養殖、野生魚種の漁獲とも最大の世界的な水産物生産国だ。同時に世界最大の水産物消費国でもあるため、その漁獲および養殖生産の大半が国内消費される。しかしながら、中国は世界最大の水産物輸出国でもある。水産加工の主要なハブとなっていることから、特に水産加工品（冷凍水産物およびフィレ）にこれは当てはまる。中国の水産加工業者は複数の国から大量の水産物を輸入し、加工した製品のほとんどを第三国市場に再輸出している。中国が輸出できるだけの加工水産物を供給できるもう一つの要因は、中国遠洋漁船団による漁獲だ。この船団は世界最大であり、中国水域外で操業できる能力を持つ。

中国遠洋漁船団の船舶の多くは、太平洋全域、そしてアフリカおよび南米付近の大西洋域など、世界中で IUU 漁業との関連が示されている。また、これらの船舶の労働環境にはばらつきがあり、危険な労働環境や強制労働の事例に関する報告もいくつかある。歴史的に中国政府は自国の遠洋漁船団の船舶数と漁獲量を増やすよう動機付けをしてきた一方で、規制をほとんどしてこなかった。近年、中国政府は自国の遠洋漁船団による IUU 漁業活動を抑制するための一連の法規制を施行した。しかし、これらがどの程度効果的になるかは不明だ。また、IUU 漁業活動や労働法違反の抑制を目指した地域機関や国際的なメカニズムの一部に中国は加盟しているものの、未批准のものも多い。なかでも、IUU 漁業由来の水産物の輸入を阻止することで IUU 漁業撲滅のカギとなるとされている PSMA に中国は参加していない。

IUU 漁業とこれに付随する労働関連の違反行為に対応するための地域または国際レベルのメカニズムに中国が加盟している場合であっても、それらを遵守できているのか、また、IUU 漁業に従事している中国船に対する行動が十分なのか、米国政府およびその他のオブザーバーからは懸念の聲が上げられてきた。2019 年の米国国務省による『Trafficking in Persons Report (人身売買に関する報告書)』によれば、中

国は人身売買について「Tier 3」国とされている<sup>1</sup>。さらに、2020年には米国労働省が中国産の魚を『2020 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor（2020年版・児童労働または強制労働によって生産された物品リスト）』に追加し、中国遠洋漁船団に所属する漁船上で強制労働をさせられている成人労働者が多数存在することに言及している。数万人にも及ぶと推定されるこれらの労働者のほとんどが、インドネシアとフィリピンからの出稼ぎ労働者だ。このように、中国市場および水産加工セクターがIUU漁業によって得られた水産物に対してとても脆弱で、これらが広く流通していることが強調されている。

USITCの分析では、IUU漁業によって得られた水産物輸入品の米国に対する単独供給源としては中国が最大であり、2019年の中国からのIUU輸入水産物は2億430万米ドル相当と試算された。中国船団が世界中で漁業をしていること、また、他の多くの船団から得た水産物の加工国としての役割も踏まえると、中国からのIUU輸入水産物には多様な製品が含まれている。中国の遠洋漁船は、世界の一部地域で特にIUU漁業を実施している可能性が高い。例えば、中国からの対米輸出IUU水産物のうち、中国遠洋漁船団がアフリカ水域で得た水産物の99%超、南米水域で得た水産物の35%超、アジア水域で得た水産物の23%超が、それぞれIUU漁業由来であると推定された。

## ロシア

ロシア船によるロシア水域および自国以外の水域でのIUU漁業の記録は、数多くある。そしてロシアのIUU漁業関連活動は、密漁や転載など多様な形をとっている。ロシアの漁業者は、本来定められている自国の港での水揚げを回避し、他国で水揚げすることを好む。これは報告によれば、ロシア政府による漁獲割当量や報告義務を回避するために実施されているとみられる。例として、世界のサプライチェーンに流入しているロシアからの輸出かにかに類の量を、輸入国の貿易データから算出すると、ロシア政府の公式な統計から算出される漁獲量を上回っている。IUU漁業由来のロシア産水産物の広い流通は、他の国々の漁業水産業に財務的な損害を与えていることが報告されている。例えば、中国を経由する大量のロシア産スケトウダラは、米国産スケトウダラの欧州での価格を下げていることが報告されている。さらに、外国人の人身売買の証拠があり、政府による有効な対策がとられていないことから、ロシアは「Global Slavery Index」の漁業部門で高リスク国という評価を受けている。

一方、ロシアではIUU漁業活動の抑制の成功事例もある。近年、ロシアのズワイガニ漁業の一部がMSC認証を取得し、既に同認証取得済みの26のその他の漁業の仲間入りを果たした。また、ロシアはPSMA加盟国であり、他の外交協定についても積極的になっている。IUU漁業由来のかにかに類が今もサプライチェーン内で深刻な問題を起こしてはいるものの、全体としてはIUU漁業由来の漁獲量の減少に進展が見られている。さらに、IUU漁業問題についてロシアは長年にわたり米国の法執行にも関わってきた。

USITCの試算では、2019年には米国へのロシアからの輸入水産物のうちIUU漁業によって得られたものが約16.5%を占め、金額ベースでは推定1.138億米ドル相当であった。米国のロシアからの輸入水産物のうちIUU漁業によって得られたと推定されるもののほとんどが、さまざまな種のかにかに類、さけ類およ

---

<sup>1</sup> 「Tier 3」は2019年6月の米国国務省による『Trafficking in Persons Report（人身売買に関する報告書）』によれば「2000年人身取引被害者保護法（TVPA）の最低基準を完全に満たしておらず、満たすための目立った取り組みも行っていない政府を抱える国」と定義されている。

びたら類であった。ロシア船の自国水域での漁獲の約 26.8%が、米国への輸出前に一旦中国に輸送されていたとみられている。

## ベトナム

ベトナム水域での IUU 漁業、また同国水域外でのベトナム船による IUU 漁業の記録は数多くある。漁業に関する違反行為を EU に特定された結果、ベトナムでは最近、新たな法的枠組みが成立したものの、こうした改革は同国の IUU 漁業の根本的な原因に対応していない。ベトナムの IUU 漁業活動の最大の原因は、水産製品の輸出を増大させようという過去数十年間にわたる政府による継続的な圧力だとされている。これにより、沿岸域の水産資源は総じて枯渇し、漁業者は漁獲量を維持するために自国水域外での操業をせざるを得なくなった。

ベトナム船による IUU 漁業活動の記録は、多くの場合、他国による法執行の結果である<sup>2</sup>。ベトナム水域内の IUU 漁業活動の試算は困難だが、他国の報告が問題の範囲の詳細を示している。タイ、マレーシア、インドネシア、そしてベトナムと国境を接していない太平洋諸国のいずれもが、継続的なベトナム船による違反行為を報告している。これらの国々では頻繁にベトナム漁業者を逮捕し、その漁船を押収または沈没させている。また、米国労働省によって、ベトナムは児童労働による商品生産が存在する国として特定され、「Global Slavery Index」の漁業部門で現代の奴隷制の「中リスク国」と評価されている<sup>3</sup>。

USITC の試算では、2019 年に海で漁獲されたベトナムから米国への輸入水産物のうち、IUU 漁業由来のものが約 19.4%を占め、金額ベースでは推定 1.062 億米ドル相当であった。米国のベトナムからの輸入水産物のうち IUU 漁業によって得られたと推定されるもののほとんどが、さまざまな種のまぐろ類（特にキハダ）、かに類およびえび類であった。

## インドネシア

インドネシア船は長年にわたり、RFMO 管轄水域での無許可操業をはじめとした数多くの IUU 漁業の事例に結び付けられてきた。さまざまな RFMO が発表した、IUU 漁業に従事している船舶のブラックリストには、2004 年以降、計 11 隻のインドネシア船が掲載され、うち 3 隻は 2020 年 3 月 31 日時点で「現在掲載中」である。歴史的に見れば、インドネシアの EEZ には価値の高いマグロ資源が存在することから、数多くの外国船による IUU 漁業の舞台にもなってきた。IUU 漁業がインドネシアに年間約 40 億米ドルの損失を与えているという試算もある。2012 年から 2014 年にインドネシアの EEZ で操業していた外国漁船の 90%超が中国船や台湾船であり、一般に中～大規模能力の船舶となっていた。また、米国労働省によってインドネシアは強制労働および児童労働によって水産物を生産している国として特定され、2019 年の米国国務省による『Trafficking in Persons Report (人身売買に関する報告書)』によって「Tier 2 国」(人身売買に関する基準を遵守していないが改善努力は見られる国)とされた。

---

<sup>2</sup> これらの船舶は、船体が青色に塗装されていることが多いため、しばしば「ブルーボート」と呼ばれる。

<sup>3</sup> ベトナムは 2018 年以降、「Tier 2 国」から「Tier 2 watchlist country (Tier 2 監視対象国)」に格下げされている。米国労働省国際労働局が 2018 年 9 月に発表した『2018 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor (2018 年版・児童労働または強制労働によって生産された物品リスト)』10 章を参照のこと。

インドネシア政府自体は、自国船および外国船による IUU 漁業と労働関連の違反行為が、撲滅を目指しているものの根強く残っている問題であると強調しており、自国産業の持続可能性と成長にとっての障壁であるとみなしている。その結果、2014 年から 2019 年の間に同政府は、自国 EEZ 内での外国船操業に対する全面的な一時禁止令を施行し、自国 EEZ 内で IUU 漁業に従事していると判断された船舶はすべて沈没させ、魚の洋上転載を禁止した。これにより、インドネシア水域での漁業活動が総じて大幅に減少した<sup>4</sup>。水産業界関係者は、この一時禁止令をはじめ、いくつかの政策が外国船による IUU 漁業の減少に成功し、特にカツオをはじめ、かつお・まぐろ類の資源量の状態の回復にもつながったことを示唆している。一方で、自国船団による IUU 漁業への従事の阻止を目指す政策の効果は限定的になっている。

USITC の試算では、2019 年に海で漁獲されたインドネシアから米国への輸入水産物のうち、IUU 漁業由来のものが約 15.4%を占め、金額ベースでは推定 1.055 億米ドル相当であった。米国のインドネシアからの輸入水産物のうち IUU 漁業によって得られたと推定されるもののほとんどが、ワタリガニ、さまざまな種のかつお・まぐろ類およびたこ類であった。

## タイ

タイ水域内、また同国水域外でのタイ船による IUU 漁業および労働法の違反についての記録は数多くあり、タイ政府も水産業界にはびこる問題として認識している。過去数十年間にわたるタイの魚資源の乱獲は、同国 EEZ 内の漁獲量を減らしてきた。その結果、同国の水産加工および養殖セクター向け生原料を、タイ以外の水域から確保したいというニーズが高まり、IUU 漁業や漁船上の労働関連の違反行為のリスクの上昇につながった。2018 年にはタイ当局が、タイ船 22 隻と外国籍船 67 隻をタイ EEZ 内で IUU 漁業活動を実施した疑いで拘束した。さらに、タイ水域での価値の高い魚種の資源量の減少によって、同国の商業漁船が漁獲量を増やすためにインドネシアなど近隣国の水域に侵入していることが報告されており、多くが無許可操業によって現地当局に拿捕されている<sup>5</sup>。

また、米国労働省によって、タイは強制労働および児童労働によって生産されている商品が存在する国として特定され<sup>6</sup>、2019 年の米国国務省による「Trafficking in Persons Report (人身売買に関する報告書)」によって「Tier 2 国」とされた。加えて、「Global Slavery Index」の漁業部門では、以下のいくつかの要因から現代の奴隷制の「高リスク国」と評価されている。

- タイ水域に加え、平均的な自国水域からの距離よりも遠方で得られた漁獲の割合が高いタイ以外の国の水域でも現代の奴隷制が発生していることを示す直接的な証拠
- 脆弱なガバナンス（無報告漁獲が多い）
- 平均を上回る額の漁業補助金

<sup>4</sup> インドネシア政府は 2019 年までに 500 隻超の船舶を沈没させたと報告している。この政策は 2019 年に終了した。

<sup>5</sup> タイ船がインドネシア EEZ に侵入した事例は、2014 年にインドネシアが船舶を沈没させる政策を実施し始めてから減少したとされている。

<sup>6</sup> タイでは、児童労働によって生産された魚と、強制労働と児童労働の両方により生産されたえび類が存在することが特定されている。2009 年に「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor (児童労働または強制労働によって生産された物品リスト)」が初めて出された頃から、タイのえび類は強制労働によって生産されていることが明らかにされている。米国労働省国際労働局は、1990 年代後半以降、タイを含む複数の国で労働現場における虐待を撲滅するための取り組みに資金を拠出してきた。このうち、2010 年のプロジェクトでは、最も劣悪な形の児童労働タイのえび類および水産物生産セクターから排除した。米国労働省国際労働局が 2018 年 9 月に発表した「2018 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor (2018 年版・児童労働または強制労働によって生産された物品リスト)」10 章 42 項を参照のこと。

グローバル社会がタイの漁業および労働関連の違反行為に注目した結果、タイでは最近新たな法的枠組みの実施が始まった。これには、IUU 漁業を撲滅し自国の漁業水産業界における労働環境を改善することを目指す新たな漁業法の可決などが含まれている。しかし、こうした改革の効果が出ているとタイ政府が発表している一方で、一部の専門家や報告からは、問題が継続しており、新たな規制が十分有効になっていないことが示されている。

USITC の試算では、2019 年に海で漁獲されたタイから米国への輸入水産物のうち、IUU 漁業由来のものが約 12.2%を占め、金額ベースでは推定 9,290 万米ドル相当であった。米国のタイからの輸入水産物のうち IUU 漁業によって得られたと推定されるものは多岐にわたるうえに、さまざまな国の船籍の船によって米国に到達している。ワタリガニ、さまざまな種のかつお・まぐろ類、いか類などが含まれ、そのほとんどが水産加工品であった。

## スペイン

スペインの遠洋漁船団は EU 最大であり、世界的にも最大級である。多くの船舶の所有企業が西アフリカや南米大西洋の漁場で操業する子会社を所有している。また、スペイン国内の水産加工業も規模が大きく、効率的に業界がまわるためには大量の輸入品が必要となっている。したがって、IUU 漁業由来の魚や軟体動物（貝類、いか・たこ類など）と甲殻類がスペインのサプライチェーンに流入するリスクが高まる。スペイン水域内の国内漁業は良好に管理されている傾向にあると報告されている一方、スペイン遠洋漁船団は IUU 漁業との関連が示されてきており、一般に透明性と監視が欠けている。さらに懸念すべきなのは、EU 遠洋漁船団（そのほとんどがスペイン船）による水揚量が 2010 年から 2019 年の間に 40% 上昇したという点である。IUU 漁業を阻止するための規制がスペインによって実施されているにもかかわらず、まぐろ類の漁獲割当量を超過した乱獲、クロマグロの密輸、IUU 漁業に従事していることが特定されている漁船の利用など、スペインの水産会社が違法行為によって訴えられ続けている。例えば、スペイン船団は 2018 年にセーシェル共和国によるマグロ漁獲割当量を 13,000 トン（30%）以上も超過して乱獲した罪で訴えられた。加えて、「Global Slavery Index」の漁業部門では、スペイン水域外での漁獲、遠洋漁業および漁業補助金の状況から、現代の奴隷制の「高リスク国」と評価されている。

USITC の試算では、海で漁獲されたスペインから米国への輸入水産物のうち、IUU 漁業由来のものが約 22.4%を占め、金額ベースでは推定 3,430 万米ドル相当であった<sup>7</sup>。これらのほとんどがいか・たこ類およびアンチョビー（ペルーカタクチイワシ）であった。

## 米国商業漁業の概要

2018 年時点で米国は、海で漁獲された水産物の世界第 5 位の生産国で、世界全体の生産量の約 6%を占めていた<sup>8</sup>。2018 年の米国商業漁業者による水揚量は 430 万トンであり、金額ベースで 55 億米ドルであ

<sup>7</sup> 試算方法の詳細は、第 3 章参照のこと。

<sup>8</sup> FAO によれば 2018 年の海産漁獲物の四大生産国は、中国（世界全体の生産量の 15%）、ペルー（8%）、インドネシア（8%）およびロシア連邦（6%）。2020 年 12 月時点で、FAO による漁獲に関する最新データは 2018 年のものであった。詳細は、「世界漁業・養殖業白書 2020 年」13 章参照のこと。

った。同年の商業漁業による水揚量の大半（88%）が魚類だったが、水揚額ベースでは半分以上（55%）が貝類および甲殻類だった。供給量の自然条件による変動、乱獲を防ぐための漁獲制限をはじめとした措置、また、長期的には消費者の嗜好の変化など、漁獲と水揚げは数々の要因から影響を受ける<sup>9</sup>。

米国の海での商業漁業は限られた種数に集中しており、特に水揚量で見るとこれが顕著になる。2018年から2019年には、米国商業漁業の生産量ベースでは4分の3超、生産額ベースでは60%近くが、たった10種により占められていた。生産量は2015年から2019年の間、比較的安定していたが、米国の漁業を管理する州および連邦政府の制度が数多くの魚種の漁獲量または収穫量を管理していることが一因である。

米国内の消費も数魚種に集中しており、消費の大半（約90%）が上位10魚種となっている。長大な海岸線と大規模な国内漁業水産業があるにもかかわらず、えび類やさけ・ます類など、特に人気の高い魚種をはじめ、需要に応えるために米国市場はかなり輸入品に依存している。大まかに言うと、米国は高価な水産製品を輸入しながら安価な水産製品を輸出するという傾向になっている。これは、ロブスター、えび・かに類といった珍重される水産製品に対する米国消費者の需要と、米国が大量に生産および輸出している安価な魚類に対する海外での安定した需要を反映している。輸入品の一部は、米国商業漁業の水揚げを第三国（特に中国）でさらに加工した、より高価な製品である。

多くの魚種について、消費者需要を満たすために輸入品に依存している結果、米国の海産水産製品は米国市場において、合法的な輸入品とIUU漁業由来の輸入品の両方との競争にさらされている。

## 米国商業漁業に対するIUU輸入水産物の経済的影響

総括で示したように、米国市場からIUU水産物の輸入を排除すれば、米国商業漁業者は水揚げの対価が上昇するので、プラスの影響を受ける。今回の分析で扱った全魚種について、米国産水産物の価格上昇と水揚量増加が起きると推定された。IUU水産物の輸入を排除した場合、米国内漁獲の価格は平均0.7%上昇する（表ES.2）。価格変化の平均は国産品価格と輸入品価格の両方を見るため、輸入品価格の上昇が国産品価格の上昇を上回ることを反映し、効果が若干大きく出る。モデルではIUU水産物の輸入を排除すると理論上、米国商業漁業の水揚量が7,050万kg増加し、営業利益は6,080万米ドル増加すると試算された。モデルに含めた米国水産物の市場全体の約59%をスケトウダラが占めるため、水揚量と価格が受ける総合的な影響は、スケトウダラという個別の魚種の結果に大きく影響を受ける。そのため、表ES.2ではスケトウダラを抜いたうえでの影響の平均も示している。

---

<sup>9</sup> Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act（マグナソン・スティーブンス魚類保全・管理法）が定める漁獲上限については第6章参照のこと。

**表 ES.2** モデルに含めた魚種について米国市場から IUU 水産物の輸入を排除した場合に推定される影響の平均

要因	総合的な影響	スケトウダラを除外した場合の影響
平均水揚量変化 (%)	2.7	5.5
平均水揚量変化 (百万 kg)	70.5	59.0
国産品価格の平均変化 <sup>a</sup> (%)	0.7	1.5
平均価格指数変化 <sup>a</sup>	2.2	5.0
モデルに含めた魚種についての営業利益増加の平均 (百万米ドル)	60.8	58.8

<出典>USITC の試算による

<注釈>本表では、本報告書のためにモデルに含めた魚種における国産品価格と国内水揚量の変化、また、国内漁業の営業利益の総合的な変化の平均を重みづけしたうえで示している。2018 年生産量に基づいて重みづけをした。魚種ごとの価格および水揚量の変化は、カスタム化した部分均衡モデルによって試算した。

<sup>a</sup> 国産品平均価格は、米国漁業者が漁獲の対価として受け取っている平均額を指す。平均価格指数には、国内水揚価格と輸入品価格の両方が含まれている。

モデリングの結果は魚種ごとに大きく異なるので、可能な限り、魚種ごとの結果も示した。米国内漁業者が米国の漁獲上限に近い量を獲っている、または上限に到達しているという魚種では、IUU 水産物の輸入を排除すると、効果は主に米国内の価格に対して現れ、生産レベル（水揚量）にはあまり変化が起きない。これに該当する魚種は、レッドスナッパー、タイセイヨウダラ、マスノスケ、サケ、ギンザケ、大西洋産メバチ、クロマグロ、カリフォルニアマイワシ、ホンホッコクアカエビ (*Pandalus borealis*)、タイセイヨウサバなどである。漁獲に制約のない魚種では、IUU 水産物の輸入を排除した場合の効果は米国内の価格にも水揚量にも現れる。一般に、米国輸入品に占める IUU 水産物の割合が高い魚種ほど、これらの効果が大きくなる。特に効果が大きくなるのは未加工クロマグロ（価格が 10.2%上昇し水揚量が 17.6%増加）、ハタ類（価格が 5.7%上昇し水揚量が 25.0%増加）およびシイラ（価格が 8.1%上昇し水揚量が 38.8%増加）である。米国の商業漁業で営業利益に対する効果が最も大きくなるのは、えび類、ベニザケ、メバチおよびいか類を狙うものとなる。

米国市場から IUU 水産物の輸入を排除することは、今回のモデルで検討された魚種や水域と関連する米国漁業者の雇用にもプラスの効果をもたらす。漁獲に制約のない魚種や水域では、制約があるものと比べて、より雇用拡大が見られることになる。雇用への効果が推定可能な漁業のうち、最も新規雇用人数が増やせるのはアメリカンロブスター漁業だ。既存漁業者数と比較して雇用創出率が最も高くなるのはズワイガニ漁業およびオオズワイガニ漁業という結果となった。

## 別紙 5

米国国際貿易委員会 (USITC)

「違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業由来の  
水産物：米国の輸入と米国商業漁業への経  
済的影響」(2021年2月)の要点

**WWF**

**Report Highlights**

## ■ IUU 輸入水産物の状況

- 委員会は、米国が 2019 年に違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業に由来する水産物を 24 億ドル相当輸入したと推定している。
- 米国の主な輸入元のうち、中国、ロシア、メキシコ、ベトナム、インドネシアは、海産物捕獲の IUU 輸入品を米国に比較的多く輸出していると推定される。
- IUU 魚種は魚粉や魚油の原料として使用されることが多く、水産養殖産業の飼料として利用されている。
- 主な貿易国のうち IUU 輸入品の割合が最も高かったのは、フィリピン (33.0%) とメキシコ (25.1%) であった。
- 水産物輸出国の多くは、様々な漁船からの漁獲物を加工しているため、他国の IUU 漁業による製品が混入する可能性がある。
- タイからの輸入品のうち、タイの漁船で漁獲・生産されたものと推定されるものは 45%以下である。タイからの輸入品のほとんどは、他国の漁船団で捕獲され、タイで加工されたマグロである。
- またタイは、強制労働や児童労働による生産があると米国労働省に指摘されており、米国国務省による「2019 年人身売買報告書」では Tier2 の国にランクされている。さらに、タイは現代の奴隷制のリスクが高い国と分類された。
- ロシア海域でのロシア漁船による漁獲量の 4 分の 1 以上 (26.8%) が、米国に輸出される前に中国に出荷されると推定されている。
- ロシアの IUU 漁業由来の水産物が流通することによって、他国の水産業に経済的な損害を与えていると考えられている。例えば、ロシア産スケソウダラが大量に中国を経由して流通することで、ヨーロッパにおける米国産スケソウダラの価格が下落していると考えられている。
- 米国の最大の水産物輸入元は中国 (年間平均約 535,000 トン) である。インド、チリ、インドネシア、ベトナム、タイも米国の主要な水産物輸入元であり、米国はこれらの国から、2015 年から 2019 年までの各年にそれぞれ 10 億ドル以上、14 万トン以上の水産物を輸入している。

## ■ 中国

- 中国が IUU 水産物の最大の輸入元と推定されている (重量ベース)。
- 中国からの IUU 水産物の輸入金額は、2019 年は約 2 億 430 万ドルと推定され、米国の中国からの水産物輸入量の 17.0%を占める。
- 太平洋全域やアフリカや南米に近接する大西洋などの世界各地で、中国の遠洋漁

業船団 (DWF) の漁船の多くが IUU 漁業と関係していると考えられている。さらにいくつかの報告書では、これらの漁船の過酷な状況や強制労働の事例が指摘されている。

- 米国国務省の「2019 Trafficking in Persons Report」によると、中国は人身売買の Tier3 国とされている。さらに、2020 年、米国労働省 (USDOL) は、中国産の水産物を「2020 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」に追加。中国の遠洋漁業の一部の漁船で、多くの人々が船上で強制的に働かされていることが報告されており、そのほとんどがインドネシアやフィリピンからの移民であり、その数は数万人と推定されている。
- 中国の遠洋漁業が、世界中の海域で IUU 漁業に関与している可能性が特に高いと考えられている。中国の遠洋漁業で漁獲され米国に輸出される水産物のうち、アフリカ海域で漁獲されたものの 99% 以上、南米海域で漁獲されたものの 35% 以上、アジア海域で漁獲されたものの 23% 以上が、IUU 漁業由来であると推定されている。
- 中国市場や水産加工業界では、IUU 漁業によって入手された水産物の輸入が多く見られ、その影響を受けやすいと考えられている。

#### ■ 米国の漁業者への影響

- 米国市場からの IUU 輸入水産物を排除することは、米国の商業漁業者にプラスの効果をもたらす、すべての対象魚種について、米国内での魚価、水揚げ量、漁業収入が増加すると推定される。
- IUU 輸入水産物を排除することで、米国の商業漁業収入は合計で 6,080 万ドル増加すると推定される。漁業収入が最も増加する漁業は、エビ、ベニザケ、メバチ、イカを対象とした漁業である。
- IUU 水産物を排除することは、漁獲制限の上限付近まで漁獲されている魚種の価格に影響を与えると考えられる。これには、マダイ、大西洋タラ、マスノスケ、シロザケ、ギンザケ、大西洋メバチ、太平洋クロマグロ、太平洋イワシ、エビ、大西洋サバなどが含まれる。
- IUU 輸入水産物を排除することは、米国の漁業者の雇用にもプラスの影響を与える。雇用効果が期待できる漁業の中で、最も多くの雇用を生み出したのはロブスター漁業であった。

#### ■ IUU と強制労働

- 不適切な監視・管理・取締り (MCS) システム、遠隔地での漁業、貧困、国のガ

バランスの不備などは、漁業管理規制の違反を助長するだけでなく、違法労働が行われる可能性を高めることになる。

- 特に、人身売買や強制労働は、漁業管理規則違反や、文書詐欺、汚職、脱税などの関連犯罪との関係も指摘されている。違法行為を行うことでコストを削減し、利益を上げようとする IUU 漁船は、同様の方法で摘発を免れ、水揚げされた水産物を世界のサプライチェーンに流通させている。例えば、外洋や港内での積み替え、便宜置籍船の利用、長期の遠洋漁業（自国の EEZ 外での漁）などが挙げられる。
- SIMP（NOAA の水産物輸入モニタリングプログラム）は、魚種ベースであることから、その適用効果が想定と異なる・変化する可能性が懸念される。例えば、SIMP 対象のマダラが SIMP 対象外のスケトウダラに置き換わるなど、代替可能な類似魚種に調達が置き換わり、その結果、SIMP の適用効果において想定とのギャップが生じる可能性がある。業界関係者によると、このような魚種間のギャップや、外国人や二次加工業者の増加などにより、SIMP の効果が一部低下していると言われている。